

チューリッヒ婚姻裁判所規則とジュネーヴ教会裁判所

堀江洋文

ヨーロッパ法制史の中で、ローマ・カノン法が果たした役割を無視してその史的概要を語ることはできない。しかし、このカノン法が近代法制史の中でどのように位置づけられるのかとの疑問に対しては、16世紀の宗教改革期にカノン法が、プロテスタント諸国あるいは宗教改革諸都市でいかなる形で存続していったかに注目する必要がある。筆者は先にイングランド宗教改革期の教会法改革（*Reformatio Legum Ecclesiasticarum*）に言及する中でこの問題に触れ、カノン法がイングランド法制の中で宗教改革後も存続していく様を描写した。¹ 一般に宗教改革の急進性が、ヨーロッパのプロテスタント諸国におけるカノン法の継続的影響力行使を不可能にしたと考えられがちであるが、中世後期から16世紀にかけての史料を詳細に調査していくと、そのような印象は事実から程遠い現実が浮かび上がってくる。宗教改革は、カトリック教会の教義や裁判機構だけでなくカノン法とも訣別したかに見えたが、法的概念を表現する手段（即ち法典）はおろか、法の施行経験自体も極めて乏しかったプロテスタント諸国は、新たに一から婚姻法を制定することもできず、実際には修正を加えながらカノン法制の中核たる『旧教会法典』（*Corpus Juris Canonici*）を使用せざるをえなかったというのが実情である。最近の欧米のカノン法研究者の間でも、このことは一般に認められていると言ってよいであろう。²

宗教改革は教義や典礼においては大きな変革をもたらしたが、カノン法の中の諸要素は想像以上に宗教改革後の法廷でも生き延びることとなる。確かに司法権（*Jurisdiction*）はローマ教皇の権威を後盾とした各司教裁判所（*diocesan court, bishop's court*）の影響下を脱したが、新しく生まれたプロテスタント諸国や宗教改革諸都市の法廷は、カノン法の存続を聖書の言葉に反しない限り許容していったのである。宗教改革の口火を切ったとされるマルティン・ルターでさえ、有名な「信仰のみ」による義認論で、教義的にはカトリシズムの教義を断固斥けたこととは対照的に、彼の婚姻に関する教説では、選択的ではあるがカノン法の役割を評価していることはよく知られている。ルターと彼の協力者達は、聖書の教説に矛盾せず適切と思

われる時はいつでもカノン法に言及し、その使用をも躊躇しなかったのである。更にブーゲンハーゲン (Johannes Bugenhagen) に至っては、ルター以上の積極性をもってカノン法の適用を行っている。³ 一方チューリッヒでツヴィングリの後を継いだハインリッヒ・プリンガーは、1548年出版の著書『キリスト者の結婚』(*Der Christlich Eestand*) において、カトリック教会の僧侶の独身 (clerical celibacy) に対する批判、婚約における両親の同意の必要性 (カトリック法では婚約当事者双方の同意のみでよいとされていた。) 等の議論を展開しているが、選択的にカノン法の受容を唆している。しかし、何よりもカノン法の影響の最たるものは、カトリック法の慣習下で培われてきた裁判機構が宗教改革後も多くの地域で存続したという事実である。中世以降スイス諸都市の指導者達は、カトリック司教区が裁判権を主張する各種訴訟案件を徐々に市の裁判機構の管轄に移管しようと試みているが、その過程で裁判機構等にカノン法の影響が残存したと考えるのが自然であろう。

これまで英米の教会史研究者の間では、宗教改革の独自性、即ち中世カトリック教会との断絶を強調することで、16世紀の変革の重大性を強調しようとする傾向があったように思われる。⁴ そのような視点に大きな誤謬があったとは言わないが、他方でカノン法の宗教改革期における存続の事実に見られるような中世社会との連続性が無視され続けてきたことは、大きな問題点として指摘されえる。ところで英米の宗教改革史研究者の一部には、イングランド宗教改革における教義面での革命の変革を強調する立場から、特にジュネーヴ改革派教会の指導者カルヴァンの影響を強く指摘する傾向があった。カルヴァンの影響がイングランドを含めて広く16世紀改革派教会を席卷し、ヨーロッパ各地の改革派神学者は進んでジュネーヴの教説を受け入れていったという筋書きである。⁵ パーカー (T.H.L. Parker) はその有名な『カルヴァン伝』の中で、1550年頃にはヨーロッパ大陸において、ジュネーヴがルター派を除くプロテスタント社会の中心を占めるようになり、それまでその地位を占めてきたチューリッヒに取って代わるようになったと断言している。⁶

本稿のテーマである婚姻裁判所 (Ehegericht)、そしてその延長としての道徳・風紀取締り裁判所 (Sittengericht. Sittenは風紀の意味で、英語ではdisciplineあるいはsocial controlが適訳であろう。) の分野においても、ジュネーヴの教会規則 (Ordonnances ecclésiastiques) 及びこの風紀規則の実施機関である教会裁判所 (consistoire) の影響力の大きさを指摘する声は強い。イングランドの改革の例を見ると、国教会聖職者の一部や非国教徒の間に、ジュネーヴ教会の強い影響が見られることは確かである。しかし、エリザベス1世の治世前半にあってジュネーヴの影響を最も享受したのは、ロンドンの外国人教会であり、また国教会の中でも改革派主教の一部である。ジュネーヴの影響が特に話題となるエリザベス1世期の改革は、飽くまで女王とセシル (William Cecil, 後のBurghley卿) をはじめとする一部政治家、そし

て議会を中心とした世俗主導のゆっくりとした教会改革であり、ジュネーヴの急進改革論が入りこむ余地は殆どなかった。⁷ 更にイングランドに関して言えば、ジュネーヴの影響よりはチューリッヒ（特にプリンガー）の影響の大きさに着目する方が自然である。市政府と教会が一带となって改革を進めたチューリッヒの所謂magisterial reformationの方が、教会が時に市政府と対立したジュネーヴよりは、イングランド国教会の改革には参考になったはずである。⁸ しかし、当時そのチューリッヒとの接点を望む声さえも、イングランドの現実政治の前に掻き消されていったのである。⁹

これまでのジュネーヴ及びカルヴァン研究、更にはピューリタン研究の活発さ故に、ジュネーヴを16世紀ヨーロッパ改革派教会の中心に据える傾向は、今現在も非常に強く残っているが、西欧プロテスタント社会全体の流れから判断すると、International Calvinismとか称してカルヴィニズムを16世紀の時代の1つの大きな潮流と考えるのは、少々誇張が過ぎた感がある。ところで、ここで取り上げるスイス各都市の道德・風紀規制の基礎となる婚姻法の分野においても、ジュネーヴの影響を指摘する声は非常に大きい。しかし一方で、この分野に占めるチューリッヒ市の中心的地位も何人かの学者によって主張されてきている。その最も著名な主唱者は、今世紀初頭の学者でハンデルベルク大学教授であったヴァルター・ケーラー（Walther Köhler）である。（ハイデルベルクへ移る前、ケーラーはチューリッヒ大学教授であり、Emil Egli等とともにツヴィングリ全集の編纂者の1人であった。ハイデルベルク大学教授となった後も、ケーラーとチューリッヒのツヴィングリ協会〔Zwingli-Vereins〕との関係は続いたと言われている。）彼の2巻本の著書『チューリッヒ婚姻裁判所とジュネーヴ教会裁判所』（*Zürcher Ehegericht und Genfer Konsistorium*）でケーラーは、ニーゼル（W.Niesel）等カルヴァン研究者からの若干の批判もあってか、第2巻の結びの部分で幾分その主張を和らげているが、基本的には1525年のチューリッヒ婚姻裁判所規則のスイスにおける中心性を主張している。¹⁰

他方カルヴァンの影響力に注目する最近の研究者の1人であるワット（Jeffrey R. Watt）は、スイスのフランス語圏に属するジュネーヴやヌシャテルがスイス連盟に加わったのは19世紀初頭になってからであり、これらの町の婚姻法については、18世紀後半に市政府が自然法や啓蒙主義の学者の影響下に入るまでは、カルヴァンの婚姻に関する教説がその作成と運用を支配したと主張している。¹¹ ケーラーがチューリッヒを中心にスイス改革派諸都市を1525年のチューリッヒ婚姻法（正確には婚姻裁判所規則）の影響下にまとめ上げようとしているのに対し、ワット等のジュネーヴ研究者は、チューリッヒ婚姻裁判所規則の時代的先行性とそのザンクト・ガレンやベルン、バーゼル等スイス・ドイツ語圏への浸透の事実は認めつつも、ジュネーヴの婚姻規定の影響の大きさにも注目する。即ち、チューリッヒの婚姻裁判所規則がその名の示すごとく婚姻に関する事柄のみを扱ったのに対し、カルヴァンのジュネーヴでは婚姻に

関する規定は、カルヴァンの要請で1541年に設置された一種の風紀取締り機関たる *consistoire* の管轄に移ったことで、より大きな権限を持つに至ったというのである。¹² ジュネーヴ研究者達は、単に結婚にまつわる諸問題処理の役割を大きく超えて、*consistoire* と呼ばれた教会裁判所がジュネーヴ市の風俗・道徳監視（所謂 *social control*）という一種の警察的権限を行使するに及んだと唱えるのである。確かにチューリッヒ婚姻裁判所規則が持つ権限については、ワットの指摘通り、婚姻関係あるいはそれから派生する諸問題の処理に限定されていたとも言えるが、一方でチューリッヒ同様スイス・ドイツ語圏にあるバーゼル市では、*unzüchtergericht* と呼ばれる一種の道徳裁判所が1400年代半ばに設立され機能していたことも事実である。更に、チューリッヒ婚姻裁判所規則も、条文自体は婚姻に関する事項への言及に終始しているように見えるが、婚姻裁判所の実際の機能は、風紀取締りの権限をも有する所謂 *Sittengericht* 的様相を呈していたことも忘れてはならない。¹³

このようにジュネーヴを中心としたフランス語圏の婚姻規定と、チューリッヒを核としたドイツ語圏の婚姻法の直接的関係を否定もしくは無視する著書としては、ジュネーヴ研究の大御所キングドン（Robert M. Kingdon）の *Adultery and Divorce in Calvin's Geneva* もそのような1冊としてあげてよいであろう。キングドンは、ボルゼック（Jerome Bolsec）との予定説論争やセルヴィトス（Michael Servetus）との反三位一体論論争のようなキリスト教信仰の根幹に関わる教義論争だけでなく、カラチオロ離婚訴訟事件（The Galeazzo Caracciolo Case）という一個人の離婚の是非を巡る論争でもカルヴァンがチューリッヒの意見を求めた事実に触れる一方で、前掲のケーラーの著書を本書で参考文献にあげてはいるが、本書主要部分では一言の言及もケーラーはおろかチューリッヒに対してもしていない。¹⁴ 確かにキングドンの執筆目的が、ジュネーヴ婚姻法あるいは風紀規定の起源を探そうとしたものではなく、ジュネーヴ国立図書館所蔵の各種訴訟記録等を用い当時のジュネーヴの市政府や教会そして市民生活の実態を解明しようとしたものであったことを考えれば、婚姻規則起源論に言及がないのも当然と言えば当然である。そこで本稿ではまず、カルヴァンと彼の後継者ベザによって完成されたと伝えられるジュネーヴの婚姻法の成立過程並びにその内容と特質に触れて、その起源及び発展の経緯がジュネーヴ独自のものであったのかどうかを検証することとする。

I. ジュネーヴの婚姻規定

20世紀に住む多少はキリスト教史に理解を持つ一般人の立場からすると、なぜ婚姻法にそれ程の重要性があるのかという疑問が呈示されるかも知れない。実際様々な書物に見る宗教改革期の重要項目としては、聖餐論、カルヴァンやヴァミーリの予定説等が取り上げられること

が多い。しかし、16世紀に実際に生きた一般市民にとって、当時はもとよりその後のヨーロッパ神学界を揺り動かした予定説の詳細や、ルターとツヴィングリの聖餐論の相違というようなものは、自分達の日常生活には殆ど関係ないテーマであり、それよりも婚姻や離婚問題、あるいはそれ等との関連で取り上げられることの多い道徳・風紀規制などは、正に彼等の生活を直撃する事柄であった。その意味で、ケーラーがスイスや南西ドイツにおけるチューリッヒ婚姻裁判所規則の中心性を主張することは、これらの地域に住む住民の生活を左右する規定の中心にチューリッヒがあったと主張することと同じであった。

そもそも婚姻に関する規定は、中世ローマ・カトリック教会の時代から *Corpus Juris Canonici* の中に法典編纂され、通常司教の代理人が管轄する *officialatus* と呼ばれる司教裁判所で、婚姻に関する各種訴訟案件が裁かれた。そのカノン法は、夫の性的不能により婚姻関係が完全なものでないこと (*not consummated*) が証明されれば婚姻の破棄を認めており、また夫の暴力による妻の生命への危険が立証できれば、2人が合法的に別れることも許容していたのである。これら婚姻破棄の規定は非常に狭く解釈され、確かに中世には裁判所がカノン法を無視し再婚の権利を留保したかたちで離婚を認めたケースもあったが、このような例外的事例は極めて稀で、現代見られるような形式での離婚はまず許可されることはなかった。¹⁵ 実際に離婚となると、現代でもそうであるが単に2人の当事者間の問題というレベルを超えて、財産処理問題等様々な人々を巻き込むこととなる。その地の政府も、公共秩序の維持や地域全体としての財産管理の観点から、必然的に離婚にまつわる各種案件に関わらざるをえなかった。

いずれにせよ宗教改革以前の西ヨーロッパにおける婚姻関係の破綻は、*Corpus Juris Canonici* にまとめられた教会法の規定に基づいて、ローマ・カトリック教会の司教裁判所において裁かれたのである。司教裁判所は、2人の当事者間に婚姻関係は存在しなかったのかどうか（イングランドの宗教改革の切っ掛けとなったヘンリー8世の離婚問題で、ヘンリー側がローマ教皇庁に提示した離婚申請の根拠は、本来の婚姻関係はヘンリーとキャサリンの間に成立していなかったとの主張であった。）、あるいは2人の当事者が居住をともにすることは最早不可能であるのかどうかについて審査することはあった。前者の場合にその主張が認められれば婚姻の無効 (*annulment*) が認められ、後者について訴えが認められれば法的別居 (*legal separation*) が命じられるというものであった。しかし司法裁判所において、今日の意味における離婚、即ち離婚後再婚が許されるかたちでの離婚が認められることは殆ど皆無であった。¹⁶

ところで、ジュネーヴにおいては宗教改革の結果司法裁判所が解散の憂き目にあい、それに伴い南フランスのヴィエンヌ（リヨンの南に位置するローヌ川沿いの旧ローマ都市、その遺跡あとに建てられた *Musée et sites archéologiques de Saint Romain en Gal-Vienne* で有名で

ある。)にあった大司教裁判所、そしてそこからローマの教皇裁判所への控訴の道も閉ざされ、更には裁判所がカノン法体系を判決の拠り所とすることができなくなると、ジュネーヴでは婚姻問題を解決するいかなる法も存在しないという事態を迎えることとなった。最終的にはカルヴァン自身が起草した婚姻法が中世カノン法の婚姻規定にとってかわるのであるが、その採用をジュネーヴ政府に受け入れさせるには多少の時間が必要であった。¹⁷ そして、受け入れまでの繋ぎの役割を果たしたのが、ローマ帝国の法典であったローマ市民法 (*Corpus Juris Civilis*) であった。即ち、『ユスティニアヌス法典』(*Codex Iustinianus*) 中の離婚に関する条項 (De Repudiis) をフランス語に訳したものが、当時のジュネーヴで離婚申請者によってその論拠として用いられたという記録がある。この条項を借用し離婚の許可を求めた1人は、ピエール・アモー (Pierre Ameaux) という人物であった。この条項によれば、夫婦どちらかの側に不貞行為があった場合には離婚成立の根拠となりえるというものであり、特に女性側に対しては厳しく、夫の前もっての承諾なく他の男性の家に入り出した場合や、夫の許可なく夫以外の家で一夜を過ごした場合でも夫側の離婚請求の根拠になりえた。¹⁸ このように宗教改革によって生まれた一時的な法的空白期間中に、ローマ市民法が改革中途の不安定な婚姻法体系の穴を埋めるという状況は、イングランドをはじめ他の地域でも見られた現象であったが、前述のごとく基本的にはカノン法は宗教改革後も存続していったとすることができる。ところが、カルヴァンによって始められたジュネーヴの婚姻法改革では、最終的にカノン法の存続が否定され全く新しい法体系が出来上がったとキングドン等のジュネーヴ研究者は主張する。

このジュネーヴの婚姻法体系は、1564年のカルヴァン死後その後を継いだベザ (Theodore Beza) によって完成を見る。¹⁹ その頃にはジュネーヴでも個々の離婚訴訟を扱う中で、遺棄 (desertion、配偶者の一方が永久に同居を終了させる意図を持って他方の同意を得ずに別居すること) を根拠とした離婚と不貞行為を理由として起された離婚請求は認める傾向にあった。換言すれば、遺棄と不貞行為の2つのみが、現実的に離婚請求が認められる根拠であった。前者はカラチオロ離婚訴訟の判例が、後者はアモーの離婚訴訟の判例が基礎となっている。そして間もなく、このような判例にある原則を法典化する必要が叫ばれるようになり、それに答えて1569年に出版されたのがベザの『婚約破棄と離婚について』(*Tractatio de repudiis et divortiiis*) であった。ここには離婚に関する初期ジュネーヴ改革派の立場が、明確に表現されているとされている。²⁰ 1560年代後半のベザは、婚姻に関する諸問題に対し聖書の中から解答を引き出そうとしていたが、その結果生まれたのがこの書であり、更にベザは重婚問題を扱った『重婚について』(*Tractatio de polygamia*) をも執筆している。重婚に関しては、丁度この頃イタリアからの亡命者で著名な宗教改革者でもあったオキノ (Bernardino Ochino) が聖書を引用しながら重婚を推奨していたことから、ベザとしてもこの問題に答える必要があっ

た。『婚約破棄と離婚について』は、使徒パウロがコリントのキリスト者に宛てた書簡である『コリント人への第1の手紙』の解釈を通して、婚姻法が扱う諸問題に答えようとしたものである。『コリント人への第1の手紙』7章には、結婚と離婚に関するパウロの教説が記載されており、特に12節から15節においてパウロが離婚の許される諸条件に言及していることは有名である。本書は単にコリント書の解釈書の域に留まらず、ローマ市民法をも視野に入れて婚姻に関する聖書解釈を展開しているのが特徴である。この書の中でベザはカノン法にも言及しているが、もちろんその権威を認めるためではなく、逆にその権威の失墜を狙っている。ベザのカトリックの法への言及は、単にグラティアヌスの勅令 (Decretum) を中心にまとめられた *Corpus Juris Canonici* に対してだけでなく、教父や中世神学者、更にはトレント公会議での決議を中心とするその後の教会法にも及んでいる。その中でベザは、しばしばカトリック婚姻法の教説を批判する。キングドンは、単にジュネーヴ市当局者への法的ガイドブックの役割を果たすためにこの書が書かれたのではなく、広くヨーロッパ全域の改革派の使用に供するために執筆されたと判断している。

先に脚注でも触れたように、『婚約破棄と離婚について』では、まず合法的に交された婚姻の約束の破棄である *repudium* と、性関係の成立により完成された合法的婚姻の解消、所謂今日一般に離婚と呼ばれる *divortium* を区別しているが、ここで我々が注目すべきは、ベザの *divortium* に対する考え方である。前述したように、ジュネーヴではこの頃には不貞行為と遺棄を根拠とした離婚は認める傾向にあったが、この書においてベザは、聖書に基づき、更にはスコラ学の論証方法を用いてこれらの根拠に確証を与えている。ベザは不貞行為を理由とした離婚のみが、キリストの言葉によって明確に許容されている離婚の形態であるとしているが、彼はその根拠として、聖書 (特に『マタイによる福音書』5章31-32節及び19章9節) の他に教父神学やカノン法にも言及している。²¹ それに加えてベザは、配偶者のうち不貞行為に関与しなかった側には、再婚が認められるべきことを強く主張する。不貞行為を行った側に離婚を認めるかどうかについては、ベザの意見は幾分慎重であるが、結局彼は、不貞行為者がその後も性的にルーズな生活を送る口実を摘み取るためには、再婚を許容せざるをえないとの結論に達する。但し、不貞行為者に対しては厳罰をもって処すべきことをベザは強く主張し、特に市政府にはそのような処罰に関する第1次的責任があることを訴える。当時女性の不貞行為者に対する通常の処罰としては終身刑が一般的であったが、特にベザの故郷フランスにおいては、女性不貞行為者を女子修道院に送り込む慣習があった。例えばパリの高等法院は、不貞行為で起訴された妻に対し女子修道院での2年間の悔悟生活を命じているが、2年後に夫は、妻を引き取るか、あるいはそのまま永久に修道院に捨て置くかの選択肢が与えられた。不貞行為者を引き受ける女子修道院のない場合は、国外追放処分に処せられている。

一方、遺棄を根拠とした離婚を考えるにあたってベザは、先述の『コリント人への第1の手紙』7章、特にその15節を参考にしている。²² この簡書は「パウロの特権」(Pauline privilege)と呼ばれる部分で、これに基づいて離婚是認の議論を展開する場合がよくあるが、ベザも遺棄を根拠にした離婚の是認を改革派神学に位置付ける際にこの簡書を用いている。ベザは、単に宗教上の理由(夫婦間の信仰の相違)による遺棄だけでなく、あらゆる種類の遺棄に議論の範囲を拡大しているが、これは、結婚の主要目的は同居(cohabitation)と性行為にあるとのベザの見解に根拠がある。それ故、配偶者を見捨てる者は結婚の本質を破壊するものであり、残された配偶者には再婚の自由が与えられているとのベザの主張に繋がる。次にベザは、宗教上の理由から離婚に至るケースを更に詳細に検証する。もし正しい信仰を持った(即ちプロテスタント信仰を持った)女性が正当な信仰を持たない夫(カトリック教徒)によってミサへの出席等の耐えられない状況を強いられ、更にそのような圧力に抵抗することにより自分の身に危険をおぼえるならば、その女性は夫を見捨て、その後再婚の申請を行うことが許されるとベザは主張する。このような議論は夫婦どちらの側にも適用されるのであるが、女性が信仰の違う夫を離れる場合の方が多い。ここで見られるのは、パウロの特権がキリスト者と異教徒間の結婚にではなく、プロテスタント教徒とカトリック教徒間の混合結婚に適用された事例である。ベザはこの議論を更に拡大させ、非宗教的理由であっても遺棄に基づく離婚が許容されるべきことを説く。そして最後にベザは、夫婦双方が真の宗教(プロテスタンティズム)に帰依している場合も含め、この原則があらゆる婚姻関係に適用されるべきことを主張する。この議論を進めるにあたりベザは、当時ジュネーヴで行われていた慣習に言及し、そのような慣習が聖書の原則(パウロの特権)と一致していることを示唆している。このジュネーヴの慣習とは、遺棄を根拠に離婚を申し立てている側がその配偶者を正式にジュネーヴに呼び寄せ、教会において3度召喚理由が読み上げられた後、ジュネーヴ市政府の担当者が婚姻の解消を宣言するというものであった。パウロの特権は、ジュネーヴ婚姻規定に正式なかたちで記載されることはなかったが、パウロの特権が遺棄を理由とした離婚の聖書の根拠となるとベザが考えていたことは確かである。ベザは更に、ローマ市民法からもこの結論を支持する部分を掲載している。²³

ベザの議論の要点は、再婚の可能性を伴った離婚は、特に不貞行為及び遺棄を理由とする場合に合法的(聖書的)に認められるというものであり、これによりベザは、過去25年の間カルヴァンのジュネーヴが作り上げてきた慣習を法典化しようとしたのである。離婚へ向けての手続きは、まず当事者の一方が離婚申請を教会裁判所に提出することから始まり、教会裁判所がその申請を受理すると申請は小参事会(Petit Conseil)に送られ、そこにおいて最終決着がなされることとなっていた。このように離婚訴訟においては、教会と世俗政府の双方が密接に

協力することが期待されていたのである。ところが、法的整備によって離婚自体は可能になったものの、現実には聖俗の協力体制実現の理想からは程遠く、そのため実際に離婚に至るまでの手続きには、かなりの困難を覚悟しなければならなかった。²⁴ 更に離婚申請者は、不貞行為や遺棄の事実が実際にあったことを詳細に立証せねばならず、しかもこのような離婚に向けての努力も、両者を仲裁して離婚を思い止まらせようとする市当局の動きによって、しばしば中断させられることがあった。このような市当局の両者和解に向けての動きは、申請者の希望に反して離婚手続きを大幅に遅らせる原因となった。実際前述のピエール・アモーは離婚を勝ち取るまでに2年以上を要したし、カラチオロも離婚申請を行ったのは妻との8年間の別居後であり、しかもその後離婚が最終的に認められるまでには7ヶ月の月日が経っている。

ところで、カルヴァンが活躍した1541年から1564年までの間に、ジュネーヴにおいては不貞行為を理由とした離婚は僅か26件しか認められていない。これは、1年に1件強の割合である。このように16世紀のプロテスタント地区において、法的整備が進んだにもかかわらず離婚が困難であった主たる原因は、法的あるいは宗教上の問題ではなく伝統及び財産問題であったと言ってよい。離婚を許容しなかったカトリック教会のカノン法に対して、プロテスタント市政府は離婚が可能となるように法整備を進め、その過程でカルヴァンをはじめプロテスタント教会指導者達は先導的役割を果たしたと言えよう。法整備が進んでも実際に離婚申請が出されるとその承認に消極的態度をとったのは、教会人ではなく市参事会メンバー等の平信徒であった。カルヴァンや教会裁判所のメンバー達が道徳的配慮から離婚を許容したのに対し、市参事会員達は道徳的議論の重要性は認めながらも財産・物的配慮を優先させたからである。カルヴァン達は結婚を全ての人々が到達すべき神聖な状態と考え、不貞行為という性的裏切り行為や遺棄によってこの神聖な状態たる婚姻関係が破壊されたと見なす。このような妥協を強いられた状態となった婚姻関係は解消されるべきであるというのが、カルヴァン等教会人の見解であった。一方ジュネーヴ市の参事会員達は、結婚によって出来上がった様々な財産・物的関係が離婚によって崩壊し、小都市ジュネーヴの密接に結びついた共同体組織が混乱に陥ることを最も恐れたのである。市参事会員達は離婚を良しとしない風土・伝統との訣別を望まず、社会的により保守的であったと言ってよいであろう。制度上はともかく、実際に離婚訴訟が遅々として進まなかった一番の責任は市参事会にあった。ジュネーヴや他のヨーロッパ諸都市において離婚がより一般的になるのは、更に200年の歳月を経た18世紀後半になってからである。(もちろん一般的になったとは言っても、今日のような爆発的増加と言うわけではない。) しかしながら、離婚がジュネーヴをはじめヨーロッパ各地で少なくとも法的に可能となったのは、プロテスタント宗教改革があったからであることを忘れてはならない。また、ジュネーヴの離婚訴訟過程においては、法整備と並んで教会裁判所が果たした役割の重要性も見逃せない。キングド

ンは、教会裁判所の存在があってこそ、これまで整備されてきた離婚是認の新しい法体系が機能しえたと考える。²⁵ 教会裁判所は、ジュネーヴ住民の行動チェックという一種の social control の権限を持っていたことは既に述べた。教会裁判所が市民の間に好ましからざる行動を発見した時には、そのような道德の衰頹を匡正する力を持っていたし、裁判所の訓戒に従わない場合は、今日で言う法廷侮辱罪の適用も行われた。しかしジュネーヴ教会裁判所は、このようなネガティブなイメージだけで評価されるべきではない。教会裁判所は、離婚訴訟や風紀取締りにおいて当事者達の階層や性別に関係なく徹底した調査や取締りを行ったことから、社会階層間の平等並びに男女の平等の達成にも結果的に寄与したことを付け加えておく必要がある。²⁶

さてここで本稿の本題に戻って、ジュネーヴの婚姻規定、特にその施行の中核を占める教会裁判所は、ケーラーの指摘のようにチューリッヒ婚姻裁判所規則の大きな伝播の流れの影響を直接受けたものであるのかどうか、ケーラーの著書に立ち返って検証してみたい。ジュネーヴとの関係を論ずる前に、まずはスイス・ドイツ語圏諸都市の婚姻裁判権の成立過程に触れ、その後ケーラーに従って、チューリッヒ婚姻裁判所規則とはどのような規定であったのか、この規定と中世カノン法あるいはチューリッヒをその直接の管轄下に置いていたコンスタンツ司教座との関係はいかなる状況であったのか、といった疑問に焦点を合わせ解説していきたい。

II. スイス・ドイツ語圏諸都市の婚姻裁判権

11世紀以降婚姻に関する事柄は完全に教会の裁判権下にあり、マインツ大司教区そしてより直接的にはコンスタンツ司教区に属していたチューリッヒの場合も例外ではなかった。そしてコンスタンツ司教がチューリッヒに対して持つ司法権は、基本的には1520年代のチューリッヒ宗教改革まで覆されることはなかったのである。しかし、チューリッヒが独自の婚姻裁判所規則 (Ehegerichtsordnung) を定めてこれまでのコンスタンツ司教の管轄下から正式にその軛から脱したのは1525年であるが、実際にはその離脱のプロセスはそれ以前から進んでいたと考えてよい。²⁷ 元来、都市の参事会 (Rat) には風紀取締り (Sittenpolizei) の役割があり、離婚問題を含め婚姻にまつわる論争から生じる財産権問題 (vermögensrechtliche Angelegenheiten) の調停権限が世俗政府に属することは、カノン法も認めているところである。²⁸ 実際1366年に当時のコンスタンツ司教ハインリッヒ3世は、宗教裁判所の機能を一時的にせよコンスタンツからチューリッヒへ移転せざるをえない状況に追い込まれている。この時、チューリッヒ市裁判所が宗教裁判所の裁判権領域に立ち入って訴訟を引き受けることを防止するために、一つの協定が結ばれている。具体的には、互いの権利保護のため聖界と俗界

の裁判所が協力していこうという趣旨で、それぞれの権限領域の境界は、略奪、火災、殺人、窃盗といった市民生活に直結した事柄は俗権の市裁判所が責任を持つこととなった。婚姻裁判権については直接触れられていないが、チューリッヒ市の風紀取締りが宗教裁判所官吏のうち平信徒の下僕達に及ぶことは認められていたし、婚姻に関する事案において外国の裁判所の関与は明確に否定されていた。このように、これまではコンスタンツの司教座裁判所権限に属するものと考えられていた婚姻訴訟にも、チューリッヒ市側の権限主張に有利なかたちで手が加えられていったのである。1435年には市民誓約（Bürgereid）によって、チューリッヒ市民は外国の法廷ではなく自分の属する地域あるいは市長及び市参事会が指定する地域の法廷で訴訟を起こすことを誓わねばならなかった。実はチューリッヒ市参事会は、既に15世紀には都市国家形成を強力に推進する過程で市の統治責任範囲を拡大しようとして、教会の管轄領域をも市の立法権の中に取り込もうとしていたのである。特に風紀取締り立法権は市参事会が主権的に行使し、更にはクロイスターの財産管理もその権限の中に組み入れている。チューリッヒ市は風紀規制権限及び教会の司法管轄権を要求し、そのため15世紀末からコンスタンツ司教との軋轢は一段と激しさを増そうとしていた。²⁹

しかしコンスタンツ司教側も、自身の司法権がチューリッヒ市側によって徐々に侵食されていく状況を、ただ手を拱いて眺めていたわけではない。1498年8月3日に神聖ローマ皇帝マクシミリアン1世とコンスタンツ司教フーゴー（Hugo）との間で結ばれた協定で、教会と俗権の司法権の境界が再度確認されたのであるが、その中で純粹に俗権に属する事項は世俗政府の管轄下にあるとされる一方で、この協定書は婚姻裁判権について、それが明確に宗教裁判所の権限に属することを確認している。このような展開に対しチューリッヒ市は、その立場・主張を一步も譲ることはなかった。翌年1499年12月にはコンスタンツ司教代理が、コンスタンツ司教の持つ婚姻裁判権へのチューリッヒの侵犯に対し、チューリッヒ市長及び市参事会宛書簡の中で苦情を訴えている。³⁰ このようなコンスタンツ司教とチューリッヒ市当局の司法管轄権を巡る確執は、1519年にツヴィングリを牧師（Leutpriester。Leutpriesterは、LeuteとPriesterの合成語で、本来のPriesterの職務たる説教や聖礼典の他に、人々のケアもその重要な責務の一つとみなされていた。その意味では、Pfarrerに相当する言葉であると言えよう。）として招聘したことによって本格的に始まるチューリッヒ宗教改革の直前まで続いたのである。即ち、チューリッヒ市当局によるコンスタンツ司教の司法権への侵食は、ツヴィングリの宗教改革のかなり以前に始まり、その過程でカノン法は市の慣習の整理と発展に寄与し、明らかにその痕跡を残していると言えよう。このような中世と宗教改革期に存在する言わば一時凌ぎの時期を、ケーラーは「試行的・暫定的中間段階（Zwischenstadien）」と呼び、時代の移行期特有の現象であるとしている。³¹ このような中世カノン法に基づく婚姻裁判所制度から

宗教改革期の新しい婚姻裁判規則に移行する過程に存在する中間段階は、前期のジュネーヴ市にも見られた現象であるが、そこではこの期間がチューリッヒ市と比べかなり短く、カトリック司教に対峙する形での独立都市国家ジュネーヴの成育の遅さを物語っていると言えよう。逆にそれは、婚姻裁判制度に関してジュネーヴ宗教改革が、かなり唐突な変化をもたらしたことを示唆している。ツヴィングリ派が主張したように、婚姻は秘蹟（Sakrament, カトリック教会では洗礼、堅信、聖体、悔悛、終油、品級、婚姻の7つが秘蹟と認められ、プロテスタント教会では聖礼典として洗礼と聖餐の2つがあるだけである。）の1つには数えられず、それ故世俗政府の権限の範疇にあるものとされた。このことは、婚姻訴訟案件へのコンスタンツ司教区宗教裁判所の介入がありえないことを意味する。実際ツヴィングリのチューリッヒ教会政治への登壇後、コンスタンツの婚姻裁判所に持ち込まれるケースは1525年まで減少の一途をたどり、チューリッヒ婚姻裁判所規則制定時にはチューリッヒ都市部からは皆無であり、僅かに農村部から1件持ち込まれた記録が存在するだけである。³² このように距離的に離れたコンスタンツの婚姻裁判権（Ehegerichtsbarkeit）を否定し、地元チューリッヒ管轄の法廷で訴訟を起こさせるような傾向、所謂「領邦（都市）国家的傾向」（territorialstaatliche Tendenz）は、チューリッヒ市に固有の現象ではなかった。ただチューリッヒが最初に実践に移し、プロテスタント婚姻裁判権発展史の中で指導的役割を演じたことは間違いない。³³ そして1525年のチューリッヒ婚姻裁判所規則の制定は、婚姻裁判におけるこのような傾向の最終章を飾ったと言ってよいであろう。

ところで、既に宗教改革前夜にカトリック司教の司法権に対抗して婚姻の分野でも独自の司法権を確立しようとしたチューリッヒの試みは、実はチューリッヒ以外の他のスイス・ドイツ語圏諸都市にも見られた状況であった。そのプロセスの中でカノン法は、世俗各都市の諸機構の中に取り込まれていったと言えよう。このような都市による司法権の確立と婚姻訴訟における司教座裁判所の裁判権の縮小の例は、スイス諸都市の中でチューリッヒと並んで最強を誇ったベルン市の事例にも見ることができる。14世紀中頃からベルンの市参事会は、婚姻訴訟の分野でも徐々に一定の役割を演ずるようになる。即ちこの頃からベルン市政府は、その本来の役割である風紀取締りを婚姻問題をも包含するかたちで拡大し、カトリック司教の司法管轄権の領域を少しずつ侵食していったのであった。そして、事実上あらゆる種類の婚姻訴訟に市裁判所が判断を下す状況が、既に宗教改革以前に生まれていたのである。³⁴ それ故、1525年にベルン市参事会が婚姻訴訟における教会の司法権を停止させた時には、市への司法権移転のプロセスは、既にほぼ完結に近かったと考えられる。

同じようなプロセスは、バーゼル市についても指摘できる。まずカノン法は、バーゼル市においても他のスイス諸都市同様排除の運命を逃れ、俗権の裁判機構の中に組み入れられている。³⁵

そしてバーゼル市参事会は、早い段階からバーゼル司教の法的権限を制限する動きに出ただけでなく、司教サイドの裁判機構に対応する制度を積極的に創設しようとしたのである。確かにバーゼルでは、14世紀中頃まではコンスタンツ司教の管轄下で司教側と市政府の裁判権を巡る対立もなく、比較的平穏な状況が続いたと言ってよい。バーゼル大聖堂の助祭長 (archidiaconus maior, Erzpriester即ちバーゼル市首席司祭である。) は、巡回裁判官 (Sendrichter) として定期的に開催される集まりにおいて刑事裁判権を行使していたが、これに対し婚姻問題をもその権限下に置くコンスタンツ司教裁判所 (bischöfliche Konsistorium) は助祭長の司法権と競合することなく、助祭長の法廷はバーゼル市の聖堂区 (Sprenzel) を、これに対しコンスタンツ司教裁判所は周辺地域も含めた司教区全体をその司法管轄区としていた。勿論両者の間にこのような棲み分けがあったとしても、バーゼル市がコンスタンツ司教の司法管轄下にあったことは言うまでもない。このような状況に変化が現れるのは、バーゼル市教会の代表が同時に市全体の利益をも代表するようになり、市参事会を通してコンスタンツの支配を脱しようとした時であった。単に教会関連事項のみならず、婚姻裁判権や更にはそれとの関連で風紀取締りも含めるかたちで、市の城壁内における都市国家の形成を目的に活発に動き出したバーゼルでは、14世紀中頃からコンスタンツ司教との対立関係が現実のものとなってくる。即ち、この頃3人の市参事会員で構成される道德裁判所 (Unzüchtergericht) が設置され、そこには風紀取締りに積極的に関与しようとする市参事会の姿が見てとれる。³⁶ そして15世紀も中頃になると市参事会は、それまで伝統的に教会の関心事であった不貞行為 (Ehebruch) に対しても罰則を課すようになり、更にモラルの維持と不道德行為の規制を目的にDrei über den Ehebruchと呼ばれる新たな裁判組織を作り上げたのである。この裁判機構がカバーする領域は、単に姦通事件のみならずあらゆる形の不道德行為及び瀆神行為に及び、言わば婚姻裁判所機能と風紀取締り裁判所としての機能の両方を併せ持った組織であったと考えるのが妥当であろう。³⁷ 但しこの段階ではまだコンスタンツ司教の法的権限が完全に覆されたわけではなく、チューリッヒの事例のごとく暫定的中間段階の時期がバーゼルにも存在していたと考えられる。1521年にバーゼル市はコンスタンツ司教の束縛を完全に脱したのであるが、まだこの段階では婚姻裁判権の所在に根本的な変化はなかった。しかし1523年になるとバーゼル市参事会は、市の南東に位置する小村リムリンゲンの住人2人の婚姻を、この2人がコンスタンツ司教が結婚を禁ずる親等の間柄にもかかわらず許諾し、リムリンゲン教会牧師に結婚式の挙行を命じている。このようにバーゼルでも、婚姻の分野での俗権力の介入は実際上既成事実化していたのである。それ故チューリッヒ同様に、バーゼルが1529年に宗教改革規則 (Reformationsordnung) を制定し新たに独自の婚姻裁判所を創設して一連の改革派婚姻規定を明示したことは、既にバーゼルで行われていた慣行を確認したに

過ぎないと解釈することもできる。³⁸

このバーゼル婚姻裁判規定の特記すべき事項の1つに、不貞行為があった場合には離婚を認めるとするジュネーヴはじめ他の改革派諸都市でも一樣に見られた規定の存在をあげることができる。また当事者の性的不能、精神異常、遺棄等の場合にも、婚姻裁判官には経験や神、あるいはその時の状況が教えるところに従って案件を取り扱う裁量が与えられていた。³⁹ このような婚姻裁判官職には、聖職 (Leutpriester) から2人、小参事会 (Kleine Rat) から3人、大参事会 (Grosse Rat) から2人の合計7人が任命された。更に、婚姻裁判所が風紀取締り裁判所としても機能していたことは言うまでもない。前述のごとく、ケーラーはバーゼル市の婚姻裁判所規則の根底に、1525年のチューリッヒ婚姻裁判所規則の存在があることを確認している。実際1533年のバーゼル婚姻裁判所規則は、これまで認められてきた婚姻障害 (Ehehindernis) に対する特免の無効宣言等、広範囲にわたってチューリッヒの婚姻裁判所規則をほぼ逐語的に引用している。訴訟手続きや公判手順も、殆どの法規同様に両者の類似性が目につく。⁴⁰ ただ再婚については、バーゼルの規則の方がより保守的傾向を示しているように思われる。即ちバーゼルでは、不貞行為を行った側は当然再婚の権利を持たないが、罪のない側も一年間の猶予期間を経てはじめて再婚が許されている。⁴¹ このようなチューリッヒ婚姻裁判所規則への依存は、ベルンやザンクト・ガレンの規定でも明らかであるが、ベルン市にいたっては単にチューリッヒの規則の一部を真似ただけでなく、婚姻関連案件の困難なケースについてはチューリッヒの助言を仰いでいる。⁴²

チューリッヒをはじめスイス・ドイツ語圏の諸都市は、14世紀中期以降それぞれの婚姻法をその特定地域の慣習法 (ius commune) として発展させてきた。都市の城壁内から外国の司法権を排除しようとする試みの中で、各市はカトリック教会との段階的闘争に突入していったのであった。そして15世紀半ばになると、各市は司教裁判所の司法権を制限するようになり、司教裁判所の公判も市の役人の認可の下でのみ許可されることとなった。同時に各市は、婚姻や風紀規制までもその権限に加えた市独自の法廷を設置していったのであった。1520年代には、各市政府は婚姻を教会の支配から解放し婚姻が俗権の支配の及ぶ範囲であると宣言することで、数世紀に及ぶ闘争の歴史に終止符を打ったのである。このようにして宗教改革の初期段階に形成された婚姻法制やその実施機関たる婚姻裁判所は、表向きカノン法の否定にその存在基盤があったにもかかわらず実際には、カノン法制に深く根ざした各市の中世以来の法機構の多くをそのまま相続したのである。外国の司法支配から脱することとカノン法制を拒否することとは、全く別の問題と考えられていたのであった。⁴³ その後1550年から1600年までの婚姻法体系も、主にカノン法を基盤に据えていたと考えられる。離婚の許容というプロテスタント側による婚姻法制の決定的変革も、プロテスタント諸都市の法廷で、カトリック教会の

その他の婚姻に関する教義及び風紀規制の教説を根本的に変えるには至らなかった。即ち宗教改革による婚姻法体系への最大の功績は、中世以降長い間維持されてきた婚姻法体系を明確化あるいは再確認したことにある。⁴⁴ カノン法への直接の言及はないにしても、カノン法がこれら地域の法概念あるいはコミュニティの慣習法たる *ius commune* の重要な一部を形成したことは間違いない。

Ⅲ. チューリッヒ婚姻裁判所規則

さてここで、スイス・ドイツ語圏諸都市の婚姻裁判規則の中核を占めるチューリッヒの規則更には同婚姻裁判所の実情にもう一度立ち返って、その内容を深く吟味してみることにする。この婚姻裁判所は、Ehegerichtの他に、伝統的にChorgerichtあるいはKonsistoriumと呼ばれることもあった。裁判は普通月曜と木曜の午後1時に開廷されたが、政治状況によっては婚姻裁判所記録がとぎれていたり（1531年9月28日～32年1月8日）第1次カッペル戦争の為に裁判自体が中断を余儀無くされることもあった（1529年6月7日～7月1日）。⁴⁵ 裁判の場所については、裁判所規則に判事が選定し通知することとの定めがあるが（Des gerichtspatz oder statt werdend die richter erwellen und anzeigen）、当初はフラウミュンスター聖堂の牧師館で開廷されたとの裁判所記録がある。（この牧師館は現在高級カフェ・レストランOrsiniとなっている。）しかし婚姻裁判所はこの牧師館に長くは留まらず、最初の3回の裁判日の後は、しばらくの間フラウミュンスター聖堂に近いアウグスチノ修道会のクロイスターで開廷されている。クロイスターは現在アルト・カトリチスムス派アウグスチノ教会（altkatholischen Augustinerkirche）となっているが、この派はヴァチカン公会議（Vatikan I）におけるローマ教皇不謬説に反対し、1871年にローマ・カトリック教会より独立している。婚姻裁判官は婚姻裁判所規則で6人と定められ、聖職者と世俗の市参事会員の構成比率は1対2となっているが、この比率はツヴィングリの存命中は基本的に変わらなかった。世俗代表の数が聖職者の数を上回る状況は、ジュネーヴの場合と同様である。しかしその後様々な状況の変化から婚姻裁判所に新たな負担がかかるようになり、裁判官の数は、市の大参事会（grosse Rat）と小参事会（kleine Rat）からそれぞれ1名ずつが加わり、合計8名に増員されていることが会計帳簿からわかる。これは、前記のバーゼルの婚姻裁判官の構成とも類似する。一方、この期間聖職者構成員数には全く変化がなく、フラウミュンスター聖堂のエンゲルハルト（Heinrich Engelhard）とザンクト・ペーター教会のユート（Leo Jud）がその地位を占めていた。その後1533年5月に2年ごとの裁判官交替の提案がなされているが、拒否されたとの記録がのこっている。⁴⁶ 婚姻裁判所は、1525年から1531年までの間に全部で537回開廷

され、1116件に及ぶ訴訟案件が審理されている。1回の開廷で審理される事件数は1件から8件と幅があり、平均すると3～4件というところである。原告は686人が女性、残りの430人が男性であり、その年齢も12歳から72歳と幅がある。年齢層別構成は、10～20歳が321人（内女性215人）、21～30歳が509人（同341人）、31～40歳が147人（同87人）、41～50歳が66人（同36人）、51～60歳が32人（同12人）、61～70歳が11人（同4人）、70歳以上が5人（同1人）となっている。このような数値から判断すると、たとえ現代とは平均寿命に違いはあるとしても、若年層及び女性が婚姻裁判所への訴えを起こすケースが多いことに気がつくであろう。婚姻裁判訴訟手続きは、当時の市裁判所の慣習に準拠している。原告は訴えを自分で起し、公判中も訴訟当事者は自分の力で裁判の個々の局面に対応した。弁護人（Fürsprecher, Advokat）を必ずしも付ける必要はなく、裁判での弁護人や補佐人（Beistand）の存在は、訴訟当事者の年齢、性別、社会的立場によるところが大きかった。原告と被告は切り離して尋問されたが、両者の供述に大きな隔たりがある場合には、両者の対面による審理が命じられた。互いに主張が大きく食い違い和解が不可能な場合には、証人が喚問されることとなる。証人は裁判所によって喚問されることもあったし、また訴訟当事者によって連れてこられたり出頭を要請されることもあった。⁴⁷ 判決は、当然のことながら1525年の婚姻裁判所規則に従って下されたのであるが、それに加え市の慣習法（Gewohnheitsrecht）や個人の経験もしばしば援用されている。判決に不服がある場合、婚姻裁判所規則は、この裁判所で審理されたすべての訴訟案件についてチューリッヒ市参事会を唯一の控訴審（Appellationsinstanz）と定めている。（‘Ob aber etwar der unseren und anderer welte appellieren, das sol nienderthin anders denn für ein ersamen radt in unser statt Zürich gezogen werden.’）1525年から1531年の間に、チューリッヒでは少なくとも29件の訴訟が控訴審に持ち込まれている。（実際には、29件よりは僅かに高い数字と思われる。）この期間の訴訟件数が1116件であったことから判断すると、控訴に持ち込まれる確率はかなり低かったと言えよう。⁴⁸

次にこの婚姻裁判所規則の内容であるが、まず裁判所規則は有効な婚姻と無効な婚姻を区別し、その判断の法的基準を掲げている。規則の一般条項では、社会的にも信仰の上でも非の打ちどころのない少なくとも2人の証人の前でなければ婚約は成立しないとし、所謂密婚（die heimlichen Ehen）が禁止されている。（‘Für das erst ein gemeine satzung, das nieman in unser statt und land die ee beziehen sölle one bywesen und gegenwürtigkeit zum minsten zweyer frommer, ersamer, unverworfner mannen.’）また、この法規の説明部分で、未成年者（成人は満19歳から）は両親もしくは後見人（Vogt, Vormund）の同意が必要とされている。この法に違反した場合は、罰則とともに婚姻の無効宣言が待ち受けていた。（‘Wer aber das übergienge, sol gestrafft werden nach gestalt der sach, und die ee nüt gelten.’）⁴⁹ カ

ノン法下では認められていたこの両者の合意に基づく密婚は、スイス諸都市では既に14世紀中頃に禁じられ、婚姻というカトリック教会の権限に属する分野に市側がくい込むうえで1つの役割を果たしたが、これは婚姻に関するカノン法概念とスイス法の考え方（南西ドイツの法概念もこれに属する）の違いに由来する。⁵⁰ カノン法は、婚姻の有効性の基準として、婚姻関係に入る2人の当事者間の合意を強調する。この点でカノン法は、ローマ法に類似していると言えるであろう。これに対しドイツ法、特にスイスや南西ドイツで発達した法制度は、婚姻を2人の当事者の間に合意がなくても結ばれる一種の契約（contractual agreement）と位置付けている。これは、先の婚姻における両親もしくは後見人の同意の必要性を更にドライにおし進めた概念で、スイス・アレマン法域においては、婚姻は花嫁の売買の慣習（Brautkauf）から派生したという事実と深い関係がある。この売買契約という非常にフォーマルな儀式にあっては、花嫁の同意は本人に対して確認をとるべき類のものではなく、家族（両親）の判断にまかされていた。⁵¹ このようなスイス・アレマン法域の売買契約概念を基盤とした地域婚姻法制から、両親（もしくは後見人）の同意の必要性というスイス・プロテスタント諸都市の考え方を生み出すのはそれ程困難なことではない。但しチューリッヒ婚姻裁判所規則は、両親あるいは後見人が結婚を強制することを禁じており、このような押しつけられた結婚の無効性と、訴えが起こされた場合には処罰の対象となりうることを定めている。

婚姻裁判所規則は次に、旧約聖書レビ記18章（6-18節）に規定されている親等以上の間柄での婚姻を禁止している。⁵² この箇所を引き合いに出して3親等（も含めて）からの近親婚が許されると考えられたが、チューリッヒでは既に中世において3親等までの血縁の間柄での結婚が禁止されていた。この点ではチューリッヒの慣習は、カノン法の規定に近かったと言える。⁵³ 更にいとこ同志の結婚が、大きな問題を提起していた。このような結婚については、過去の判例に一貫性が欠如していたからである。聖書はこの問題について明確な規範を定めていないが、ローマ法と同じく一応それを合法たる結婚と見なしていたと考えられる。一方カノン法は、その合法性を認めていない。⁵⁴ そこで採用された方策は、いとこ同志の結婚を非合法としつつも、床入りすることで完全とされた結婚については、その有効性を認めるという苦肉の策であった。⁵⁵ 1533年になるとチューリッヒ、ベルン、バーゼル、シャフハウゼン、ザンクト・ガレンの5つのプロテスタント州（カントン）は、聖書やローマ法で許容されているいとこ同志の結婚に敢えて反対の立場を表明するが、このことは、スイスにおいてその地域の慣習法たる*ius commune*がいかに大きな位置を占めていたかを雄弁に物語っている。⁵⁶ その後いとこ同志の結婚は、いかなる状況下であろうとも無効であると宣言され禁止されることとなった。ところで裁判所規則の例外規定であるが、まず孤児同志の婚約が判明した場合には、女兒が14歳以上、男児が16歳以上であることを条件に、婚約の事実を認める措置がとら

れている。この場合も当然2人の証人の立ち合いは必要となる。更に、結婚の約束をした処女と性的関係を持った場合にも、朝の贈物（Morgengabe, 初夜の翌朝に新郎が新婦に贈った）を供与して結婚することが義務づけられた。⁵⁷

次にチューリッヒ婚姻裁判所規則でも非常に大きく取り扱われている離婚規定についてであるが、本来裁判所の判決で婚姻を解消すること、即ち離婚の可能性を認めることは、婚姻を sacrament の1つであるとするカトリック教会の教説を拒否することから生まれた宗教改革の基本原則であった。既にこれまでも触れてきたように、離婚の法的根拠の中で最も重要なのは、不貞行為を事由とする離婚である。不貞行為は、婚姻裁判所での証人の供述証拠があれば、それ以上の証拠は不必要とされた。一方周りへの誘発を防止するために、不貞行為は厳しく処罰された。⁵⁸ また不貞行為による離婚後の再婚は、罪のない側には直ちに認められ、負い目のある側の再婚は倫理的観点に基づく裁判所の裁量に任されており、すべてのケースにあてはまる規範は存在しなかった。性的不能も、ツヴィングリの時代に28件のケースが婚姻裁判所での審理をうけているが、婚姻裁判所規則は1年間の観察期間（待ち期間）後の離婚を認めている。⁵⁹ 不能者の再婚も婚姻裁判所の許可が必要であった。その他、虐待、遺棄、精神異常、病気等の場合も、離婚の是非の判定には法的に決められた基準はなく婚姻裁判所の裁量に任されており、負い目のある側の再婚も、不貞行為の場合同様裁判所の許可が必要であった。

ところで、1525年の婚姻裁判所規則で定義されている上記の婚姻に関する婚姻裁判所権限を超えて、裁判所が公共道徳、風紀規制等の分野で果たした役割を忘れてはならない。この点において、チューリッヒをはじめとするプロテスタント宗教改革諸都市の婚姻裁判所は、カトリック圏の婚姻裁判所と大きく相違する。チューリッヒ市長及び市参事会は、1526年3月21日に「婚姻に関する定款（Satzung in Ehesachen）」を承認しているが、これによって婚姻裁判所の権限が大きく拡大することとなる。⁶⁰ ケーラーによれば、これ以後不貞行為及び売春（Hurerei）の審理は婚姻裁判所の管轄下に置かれ、婚姻裁判所は風紀取締り裁判所としての機能をも持つこととなる。⁶¹ このような裁判所の権限・性格の変化の理由は定款の中では触れられていないが、婚姻裁判での違反者に対する風紀取締りの警告が、風紀取締り裁判所への発展を促したとも考えられる。もともと風紀取締り関連の調書は、婚姻関連調書とは別に作成されていたのであるが、風紀事件の審理が婚姻裁判の開廷日に同じく行われると、場合によっては風紀調書が婚姻裁判所審理の中に迷い込むこともあった。そして開廷日によっては、売春事件審理のみがなされたとの記録も残っている。この風紀取締り裁判所は、調書の記録から判断すると1526年8月9日にその活動を開始したと判断することができる。⁶² 風紀取締り機構としての婚姻裁判所の活動は広範囲に及び、年の経過とともに恒常的な組織へと発展していった。このようにして、ケーラーの言葉を借りれば、チューリッヒ全体が風紀取締りの監視を受

けるようになったのである。(‘Die ganze Stadt Zürich stand hier unter sittenpolizeilicher Kontrolle.’) ケーラーの表現は、その後のジュネーヴにおける教会裁判所による風紀規制の様相を彷彿とさせるものがある。⁶³ 売春宿は裁判所によって警告を受け、宿の出入りは近隣の住民によって監視されることとなり、また家の所有者はその間借人の風紀取締りに責任があった。裁判所が扱う風紀違反案件は、この他に瀆神、悪態、中傷、礼拝欠席等日常のあらゆる不道德行為を含み、裁判所の存在は市民の生活に大きく影響を及ぼしていったのである。但し、婚姻裁判所は違反者を訴追することはできたが、彼等を処罰することはできなかった。即ち、婚姻裁判所には、判決の執行権及び刑罰権が与えられていなかったのである。ジュネーヴの教会裁判所権限と類似するが、チューリッヒの婚姻裁判所もその権限は3度の警告に限定され、その後案件は市参事会へ照会されている。こうして、判決の執行権は市当局に残されたのである。市参事会が、風紀取締りという言葉は警察機能たる司法権をその手元に置いておこうと考えるのも、中世以来のカトリック教会との司法権を巡る長い闘争の歴史を見れば容易に理解できる。⁶⁴

ジュネーヴと比べれば、チューリッヒ市当局と改革派教会の関係は一枚岩にも見えるが、市の実際の政治の中では、聖俗の間にくっつかの小さな確執が見られたことも事実である。⁶⁵ 本来チューリッヒの婚姻裁判所は、コンスタンツの司教裁判所に代わる機能・権限を持ち、その意味で、原則的には霊的事案を扱う教会裁判所という性格を持っていた。しかしながら、この裁判所は市政府によって創設されたため、その中に市当局の機構が存在するという状況が作りだされたのである。中世以来のコンスタンツ司教との絶え間ない権限闘争を経て、チューリッヒ市当局は婚姻裁判所への当局側からの任命権を通じ、最初の段階から市当局が各種係争案件の最終決定権者であろうとしたと思われる。このような婚姻裁判所は、市権と教会権が一緒になった機構 (städtische geistliche Behörde) と言えるが、一方で市当局の支配権を強く感じとった機構でもあった。皮肉にも市当局がそのキリスト教的性格を強調すればする程 (ケーラーによればチューリッヒ市は、俗権と教会の一体化によって既に「神政政治」の域に達していた。)、教会裁判所 (婚姻裁判所) は市当局の体制の中にきっちりと組み込まれ、教会法の独立性の喪失という危険に直面したのである。権力の分立という概念が極めて希薄であった当時の国家 (都市) 機能においては、裁判権の独立もあまり期待はできなかった。但し、チューリッヒに設置されたこの改革派最古の教会裁判所 (婚姻裁判所) は飽くまでも裁判所 (Gerichtsbehörde) であり、市の行政府 (Verwaltungsbehörde) でなかったことは明瞭である。婚姻裁判所の判決は、市参事会への控訴がない限り有効であった。もちろんそのすべての権限が、市政府によって付与されたものであることも事実である。⁶⁶ 婚姻裁判所は、先述のごとく聖職から2名、小参事会と大参事会からそれぞれ2名ずつの合計6名の判事 (それ

に裁判所書記ウツィンガーと廷吏が加わる)による合議制裁判所(Kollegialgericht)であったわけであるが、牧師と市参事会からの判事の構成割合からして、多少は俗権に有利な構成となっている。しかし、チューリッヒの政治状況が教会と市側との対立の構造ではなく、一旦この合議性機関のメンバー(判事)となれば、チューリッヒの機関に仕える公僕として、聖俗の区別なく各人がその責務全うのため尽力したことは明白である。しかも、教会側代表のエンゲルハルトとユートの2人は、8年間にわたって連続的に裁判所に関与したのに対し、市参事会選出の判事は平均2年で交替していることを考えると、婚姻裁判や裁判機構に対する習熟度等どれをとっても、聖職にある2人がかなりの影響力を行使したことは否定できない。更に、実際の裁判での役割については明確な情報はないが、グロース・ミュンスター大聖堂のクストスであった裁判所書記ウツィンガーの存在も無視できないものがある。

チューリッヒの市参事会は、中世における他の諸都市の市政府同様、立法、司法、行政の三権を同時に行使したと考えられる。所謂刑事裁判権(Strafgerichtsbarkeit)も当然市参事会的手中にあった。しかし、市当局の中でどのような機能の分担が行われていたかとなると、十分に解明されていない点が多々ある。即ち、どの任務が大参事会に委ねられ、どれが小参事会の責任範囲であったのかを明確にすることが求められる。1525年の婚姻裁判所規則はその前文を‘Wir der Burgermeister Rath unnd der gros Rath, so man nennt die Zweyhundert der Statt Zürich...’という言葉で始めているが、これはその後の婚姻規則でも繰り返される決まり文句で、このような表現からまず立法は大参事会に属する権限であることは明瞭である。これに対し司法権あるいは法の実際の執行権が市当局のどこにあったのかと言うと、婚姻裁判所規則の条文ではいまいち明確ではない。婚姻裁判所記録となると更に曖昧な表現をとっており、‘unsern Herren’あるいは‘eim ersamen rat’とあるだけである。⁶⁷ 裁判所規則中の控訴に関する条項でも、‘für ein ersamen radt in unser statt Zürich’に控訴できることが唱われているだけである。⁶⁸ 婚姻裁判所規則は市参事会を唯一の控訴審としているが、これは市参事会を婚姻裁判所の上級審とする規定であり、控訴件数の数は兎も角として婚姻訴訟あるいは風紀規制案件への市参事会の直接的関与を鮮明に物語る法制度と考えてよいが、市参事会の中で控訴案件がどのような扱いを受けたかを、更に詳細に調査する必要があるであろう。控訴がなされると市参事会は、一審の婚姻裁判所の判決通りと決するか、あるいは一審判決を覆すかの選択を迫られたが記録では両方の事例が存在する。⁶⁹ これらの判決が市参事会のどこで下されたかと言うと、訴訟案件によってその出所は違うようである。小参事会が判決を下すこともあれば、事件によっては大小両方の参事会で取り扱われたとの記録もある。これらの情報から、おおよそ次のように要約することができると考えられる。まず大参事会が法を発布し、判決権及び法の執行権は、小参事会あるいは場合によって大小の両参事会に与えられていた。特に重要

な案件は、大参事会に持ち込まれている。市参事会と婚姻裁判所の権限分担については、市参事会が市の最高機関であり、婚姻に関するすべての法令を発布した。また市参事会は、婚姻裁判所に対しては上位の控訴審にあたり、同時にその監督機関でもあった。さらに市参事会は、婚姻裁判所が出した判決の執行機関としても機能した。ただ、確かに上位機関としての市参事会ではあったが、実際の控訴審判決にあたっては、婚姻裁判所判事の説明をよく聞き、それに基づいて自らの当初の見解を変更することも多々あったと伝えられている。即ち、公式には市参事会が婚姻裁判所の上位に位置したが、実際上後者こそが、チューリッヒの婚姻訴訟における「決め手」として、市民生活に大きく影響を及ぼしていったことに間違いはない。⁷⁰ チューリッヒのように俗権たる市当局と教会とがほぼ完全に一体となった宗教改革都市では、婚姻裁判所も完全に市の政治機構の中に取り込まれた組織となったが、少なくとも実務レベルでは、婚姻裁判所は市の婚姻あるいは風紀規制行政に大きく寄与したのである。

IV. チューリッヒ婚姻裁判所規則とジュネーヴ

さて、このように様々な制約と可能性の中でその存在を他のスイス諸都市（更には南西ドイツ）へ知らせたチューリッヒ婚姻裁判所と、ジュネーヴにおいて同じような働きを期待されていた教会裁判所consistoireとは、直接的あるいは間接的つながりがあったのであろうか。ケーラーは、その著書『チューリッヒ婚姻裁判所とジュネーヴ教会裁判所』の第2巻に「カルヴァンとジュネーヴ」に関する1章を設け、更に結論部分でもこの2つの裁判所のつながりの有無の問題に答えようとしている。オルレアンやブルジュという法学教育ではフランス屈指の2大学で学んだカルヴァンであったが、一般にカルヴァンの影響は、法そのものよりも実践の分野においてその痕跡を残していると言われる。⁷¹ 先にも触れた1541年ジュネーヴ教会規則（Ordonnances ecclésiastiques）やその後の婚姻規則の例でも明らかなように、カルヴァンは婚姻を含めた風紀規制の分野で、きっちりとその法整備を行っているのである。この教会規則の精神は正に教会裁判所において実践され、教会裁判所はジュネーヴにおける教会規律（風紀規制）の発展の担い手となったのであった。ケーラーの指摘では、ジュネーヴ教会裁判所の法的権限は決して大きくなく、裁判所が風紀違反者に対して発する警告（faire des rémonstrances）は裁判権とは全く違うもので、その権限はチューリッヒやバーゼルの婚姻（風紀取締り）裁判所にも及ばないものであった。⁷² このような断定に対しては大方のジュネーヴ研究者の反論があるかも知れないが、少なくともチューリッヒと同様にジュネーヴにおいても、刑罰権及び教会裁判所が出した警告の執行権は小参事会Petit Conseilにあった。ケーラーによるジュネーヴの市参事会と教会裁判所の関係描写は、キングドン等ジュネーヴ研究専

門家のそれと比べ市参事会の優位性及び教会裁判所の従属性を強調する傾向がある。即ちそれは、スイス・ドイツ語圏都市の状況との類似性に着目することを意味し、ジュネーヴ教会裁判所とチューリッヒ婚姻裁判所の接点を説明するのには好都合である。ところで、このジュネーヴ教会規則の中で近い将来その成立が期待されていた婚姻規則は、個人の性生活への干渉を嫌がるブルジョア階層の抵抗もあり、市参事会による最終的承認にかなりの時間を要することとなる。カルヴァンの努力はようやく1561年になって報われることとなるが、この婚姻規則こそ正にジュネーヴ版婚姻裁判所規則と言え、ジュネーヴ教会裁判所が婚姻裁判所として法的にも認知された瞬間と考えてよいであろう。この1561年婚姻規則は、1545年11月10日にカルヴァンによって設立された規則に基礎を置いているのであるが、その直接の手法が何であったかとなると、断定的なことは何も言えないとケーラーも認めている。しかしケーラーは、ジュネーヴの婚姻規則作成にあたっては他の婚姻規則との接触の可能性を当然のことと断じ、特に1529年のバーゼル婚姻裁判所規則の影響をほめかしている。⁷³ このバーゼルの規則が、1525年のチューリッヒ婚姻裁判所規則に基礎を置いていることは既に述べた。

ところでジュネーヴでは、1550年代後半に破門（Exkommunikation）件数が年ごとに増加するが（破門と言っても主に聖餐からの除外）、破門権問題は既に10年程前から教会側と市参事会の確執を生んだジュネーヴの懸案事項の1つであった。破門件数の急増は、1555年にカルヴァンが彼の政敵について勝利したことも深い関係があるが、ここでジュネーヴにおける破門の状況に言及し、その内容と意味合いを吟味してみたい。市当局は市内での風紀・道徳の維持の必要性は認識していたが、基本的には破門を強制の手段として使用することには非常に消極的であった。それに対しカルヴァンは、教会裁判所による破門宣告を風紀取締りの切札にしようと考えていたのである。そもそもジュネーヴ教会裁判所は言わば小参事会の常任委員会の1つのようなものとして機能し、カルヴァンの支配の絶頂期には、ジュネーヴ教会規則に基づいて選出された世俗の長老12名（小参事会員2名、60人参事会員4名、200人参事会員6名）と10名から12名の牧師により構成されていた。ジュネーヴ教会規則は、婚姻裁判に関しては教会裁判所に原告の訴えを聞き法廷で被告や証人を審問する権限を与えていたが、訴訟の最終的判断は小参事会の手に乗ねられていた。即ち教会裁判所には、婚姻訴訟案件を調査しその結果を小参事会に報告するという、言わば第1審（court of the first instance）の役割が与えられていただけであった。⁷⁴（この点でジュネーヴ教会裁判所は、チューリッヒの婚姻裁判所の権限にも若干及ばない。アングロ・サクソン法廷の大陪審grand juryの機能に類似している。）教会裁判所の記録によれば、発足当初の裁判所は小参事会代表であるsyndicを中心に運営されていたのであるが、同時に実際の審理の中ではカルヴァンが主導的役割を演じたことも忘れてはならない。しかし当初教会裁判所の法的権限は弱く、違反者に対し上記の

表 1 Rural Excommunicates. 1557－1569

年	破門件数	年	破門件数
1557	42	1564	92
58	49	65	99
59	64	66	103
60	74	67	110
61	56	68	125
62	52	69	130
63	74		

E.W.Monter, 'The Consistory of Geneva', p.476より

警告を発するに留まった。裁判所に召喚された当事者がこの警告を受け入れれば、そこでこの案件は終審となったのであるが、被召喚者が警告を受け入れず問題となっている行動を改めようとしなかった場合等には、教会裁判所が破門を言い渡す場合もあった。破門は、永遠の救いを得るために必要な教会儀礼である聖餐からの排除を意味しただけでなく、共同体内の他の集まりへの参加も許可されなかったため、家族や友人、更には仕事の同僚からの孤立をも覚悟しなければならなかった。破門宣告後も教会裁判所の指示に従わない場合は、1年間市から追放処分を受ける可能性も存在した。⁷⁵ 破門件数は表1でも明らかなように、人口数にあまり変化がなかったジュネーヴ近郊の農村部でも、1550年代後半からの10年間のうちに2倍に跳ね上がっている。更にジュネーヴ市内の記録にいたっては、破門件数の驚異的急騰を示している。(1551年が4名、1557年には200名近く、1564年には300名以上の破門者名が記載されている。) 破門理由としては都市部と農村部ではかなりの違いが存在するが、都市部では家庭内不和やその他の反目 (quarrel) が全体の3分の1を占め、更に「醜聞」(scandals) という名称で一括りにされた項目が20パーセント近くを占めている状況を見ると、多くの人々が至極ささいな理由で破門されたという現実が浮び上がってくる。カルヴァンの死後はこのような傾向が更に強まり、教会裁判所は、キリスト教教義の正当性の維持よりも、市民の行動を詳細に至るまで監視するような社会的コントロールに主な関心があったように思われる。⁷⁶ このような数字が裏付けするように、1555年以降教会裁判所における教会側の影響力は更に強まり、市当局から裁判所に派遣されるメンバーの選考にも意見を求められるようになる。⁷⁷

このジュネーヴ教会裁判所の破門権限は、実は他のスイス改革派社会において色々と物議を醸している。風紀規制の手段として破門権を主張することは、スイスの他の宗教改革諸都市の考え方とは一線を画する特異な言説であったからである。パーゼルはその教会規則で破門権

(Bannrecht) が市当局にあることを明言しているし、チューリッヒにおいてもプリンガーは、破門の権限が教会にではなく市当局に属するものであることを主張している。更にベルンでも、市当局が持つ破門権を教会と市当局の双方が認めていること等を考えると、ジュネーヴの事例がいかに特殊であったかが理解できよう。⁷⁸ 特に、ジュネーヴ奪還を目指すカトリック司教やその後盾であったザヴォイ公に対抗するためには、スイス最強の軍隊を保持するベルン市の支持が必要であり、ベルン市があからさまにジュネーヴ教会裁判所の破門権行使に苛立ちを見せたことは、ジュネーヴ市当局にとっても頭の痛い問題であった。ところで、教会裁判所が違反者の行為はジュネーヴ市法による処罰をも必要とすると判断した場合には、案件は小参事会に照会された。不良行為はその代表例である。⁷⁹ このことは別の言い方をすれば、破門の権限がどこにあるのかという問題については、教会裁判所に破門権が、市参事会には処罰権が属することを意味している。教会裁判所には市参事会に対し判決主文の報告が義務付けられていたが、これは教会裁判所権限の制限や市参事会への権限委譲を意味するのではなく、市参事会による違反者処罰の実行を求めての届け出と考えるのが妥当であろう。このような破門権の比較的自由な行使や、1557年には教会裁判所の構成が聖俗同数となり教会側の権限強化に繋がったとの印象を与えていることなどから、ジュネーヴ教会裁判所の半独立的権限について語るのには容易である。⁸⁰ しかしチューリッヒ婚姻裁判所と同じように、市参事会の後盾なくしてはジュネーヴ教会裁判所の力にも限界があったことは事実である。教会の機関としてのジュネーヴ教会裁判所（婚姻裁判所）が裁判権を占有していなかったので、婚姻裁判権に関してカルヴァンは、世俗の市当局との協力を押し進めることとなる。カルヴァンのこのようなアプローチは、先程の破門権を巡る市参事会との確執と幾分趣を異とする。しかし、チューリッヒ婚姻裁判所が教会と市当局の一体化を鮮明に印象づけているのに対し、ジュネーヴでは婚姻裁判権の分野でも、教会裁判所と市参事会の間に幾分かの距離感を感じざるをえない。

基本的にはチューリッヒもジュネーヴも、キリスト教（プロテスタント）君主（あるいは市政府）が教会との協力の下で宗教改革を押し進めていった所謂magisterial Reformationの代表例であるが、両市における市参事会と教会の間の若干の距離感の違いから、チューリッヒ婚姻裁判所とジュネーヴ教会裁判所を1つの連続の線で結ぶようなケーラーの試みに対し、ジュネーヴ研究者の間に異論が出るのも不思議ではない。ケーラーは、ジュネーヴの破門規定を教会規律（風紀規制）のクライマックスと同時に崩壊（Bankrott der Kirchenzucht）でもあるとしているが、それはカルヴァンが、教会と市政府を理論上は明確に分離しつつも、実際には両者を強く結び付けた故だと断定する。⁸¹ その結果純粋な教会規律は、世俗政府とは結び付かず教会の純潔を守ろうとした小セクト集団の主張するところとなる。ここでケーラーは、ジュネーヴとチューリッヒにおける教会と市政府の関係の類似性に言及し、そこからチューリッ

ヒ婚姻裁判所のジュネーヴ教会裁判所への影響の議論へと発展させている。ケーラーが史的因果連鎖 (eine historische Kausalkette) と呼ぶこの2つの裁判所の関係は、組織上の類似性に基づく議論の域を出ず、しかも見方によっては、magisterial Reformationという大枠の共通項はあるにしても逆に両市の差異も見えてくるというものである。スイス・ドイツ語圏諸都市の教会規則や婚姻裁判所規則がチューリッヒ婚姻裁判所規則の影響下にあったとするかなり直接的証拠が存在するのに対し、1541年のジュネーヴ教会規則や61年の婚姻規則にはチューリッヒ婚姻裁判所規則とのそのような直接的史的因果連鎖は見出せない。またジュネーヴ教会裁判所の組織・機能等との類似点は多いが、両者の相違点も無視できないであろう。最近チューリッヒの大衆紙が特集を組んで訴えたように、現在もDeutsch-schweizer (ドイツ語を喋るスイス人) とRomands (スイス・フランス語圏住民) の間にはかなり大きな文化的溝が存在する。これは両地域が、単なる言語の違いを越えて歴史上違った発展を経てきたからに他ならない。中世から近代初期における婚姻法や婚姻裁判所を巡る展開にも、両地域の間と同じような違いが指摘できる。このような相違は、宗教改革以前に両市がそれぞれのカトリック司教に対する市の裁判権拡張を巡る闘争過程で、違った発展の経緯を経てきたことに起因する。コンスタンツに対するチューリッヒ等ドイツ語圏諸都市の状況と比べると、ジュネーヴのカトリック司教 (及びその後控えるサヴォイ公) に対する独立性、そしてその結果としての婚姻裁判権に関する発言権はかなり弱かったと結論づけられる。たとえジュネーヴがチューリッヒ婚姻裁判所規則の内容に精通していたとしても、それが教会裁判所を中核とする風紀規律及び婚姻規定の分野でどのような影響を及ぼしたかは想像の域を出ない。ケーラーが指摘するチューリッヒ婚姻裁判所規則の直接的影響も、ドイツ語圏において立証できるに留まり、ジュネーヴ教会裁判所への影響については、精々状況証拠が集められた段階であると言えよう。

[註]

- 1) 拙稿「ローマ・カノン法とイングランド教会法改革 *Reformatio Legum Ecclesiasticarum*」『人文科学年報』専修大学人文科学研究所編、第26号 (1996年) 143-186頁を参照されたい。中世におけるカノン法の基本テキストとしては、*Decretum Gratiani* をあげることができるであろう。12世紀にボローニャの修道士グラティアヌスによって編纂されたと言われる *Decretum* は、単に公会議、教皇書簡、悔罪総則書 (penitentials) や教父の教説 (アウグスティヌスやヒエロニムス等) を基礎に作成されたカノンに掲載するだけでなく、そこに存在する相互の矛盾点をも積極的に解決しようとしている。James A. Brundage, *Medieval Canon Law* (London & New York, 1995), p.190. この *Decretum* が *Corpus Juris Canonici* の第1巻を占めていた。しかし第2巻の教皇法令書簡集 *Decretals* がグレゴリー9世により

公布される1234年頃には*Decretum*は時代遅れの内容となり、講義ではともかくも実際の法廷での使用に耐えうる内容ではなかったと、ケンブリッジの法制史教授メイトランドは結論づける。Frederic William Maitland, *Roman Canon Law in the Church of England* (London, 1898), p. 3.

2) 特にR.H. Helmholz, *Roman Canon Law in Reformation England* (Cambridge, 1990) を参照。同じくヘルムホルツによる*Marriage Litigation in Medieval England* (Cambridge, 1974) には中世イングランドの婚姻訴訟の状況が詳説されている。

3) ルターのカノン法に関する言説は、例えば、*D. Martin Luthers Werke* (Weimar, 1883-) 30, III, 236を参照されたい。ブーゲンハーゲンのこのような積極姿勢については、Thomas Max Safley, 'Canon Law and Swiss Reform: Legal Theory and Practice in the Marital Courts of Zurich, Bern, Basel, and St. Gall', *Canon Law in Protestant Lands*, ed. Richard H. Helmholz, p.188を参照 (以後 'Canon Law and Swiss Reform.' と略記)。サフリーはこの結論に達するに際し、Hartwig Dieterich, *Das protestantische Eherecht in Deutschland bis zur Mitte des 17. Jahrhunderts* (Munich, 1970), p.82にあるブーゲンハーゲンの著書*Ehesachen. Vom Ehebruch und Heimlichen Weglaufen* (Wittenberg, 1541) の後記からの引用を参考にしている。但し、ブーゲンハーゲンのカノン法に対する積極姿勢については、もう少し抑えた見方をする研究者もいる。例えばルッペンタールは、『16世紀ルター派教会規則』の編者であったエミール・ゼーリンを引用して、1935年のポメラニア教会規則や1543年のヴォルフェンビッテル教会規則の中でブーゲンハーゲンが教皇の法を自然法に反するものと断定していることや、1539年の婚姻に関する著書の中で彼が不当な教皇の法に反論している事実に言及している。カノン法の使用は避けられないにしても、その適用を慎重にしようとするブーゲンハーゲンの姿が浮かび上がってくる。Emil Sehling, hrsg., *Die evangelischen Kirchenordnungen des 16. Jahrhunderts*, Bd.VI, I, 49 (Anm.70). Anneliese Sprengler-Ruppenthal, 'Das kanonische Recht in Kirchenordnungen des 16. Jahrhunderts', *Canon Law in Protestant Lands*, p. 107. しかしルッペンタールは、ドイツの教会規則の中でのカノン法の位置を調査したこの論文で、婚姻に関する規則については、かなりの制約を受けつつもカノン法がプロテスタント婚姻法の中で残存していく様子を描写しており、特に禁婚親等 (verbotenen Grade)、離婚、密婚というプロテスタント婚姻法における3つの重要規定についてカノン法との関係を明確にしている。'Insgesamt gilt für das kanonische Eherecht bisher: Mit bestimmten Einschränkungen hat es weiterhin seinen Platz im Ehegericht. Dies bezieht sich auf die verbotenen Grade sowohl als auch auf die Ehescheidung. Ein dritter schon jetzt angesprochener Punkt sind die

clandestinen Ehen. Wesentlich um diese drei Punkte geht es in den Anfängen eines evangelischen Eherechts', *Ibid.* 宗教改革期のドイツ法については、ザクセン及びニュルンベルグの法学者の意見がしばしば引用されるが、本稿では婚姻法についてニュルンベルク法学者の意見書 (Gutachten) を参考にした。Walter Köhler, 'Brentiana und andere Reformatoria IV.', *Archiv für Reformationsgeschichte*, XI (1914), pp.241-90 中の 'Gutachten der Juristen und Theologen Nürnbergs über die Ehesachen, erstattet an Markgraf Georg zu Brandenburg (1529/30)' を参照。この意見書では、婚姻に関する各項目ごとにニュルンベルグの法学者と神学者の意見が紹介されているが、両者の意見は必ずしも一致せず両論併記の感は否めない。また法学者の意見はローマ法に基づく場合が多く、密婚等カノン法の婚姻規定に批判的である。

4) 中世カトリック教会の迷信に対するプロテスタントの教義、敬虔の優位性を説き、近代化の切っ掛けとしてのプロテスタント宗教「革命」を強調した所謂ウィッグ史観的著作の代表としては、ディケンズ (A.G. Dickens) の『イングランド宗教改革史』がある。

5) International Calvinism と言うような言葉も生まれ、ヨーロッパにおけるこの頃のカルヴィニズムの影響の強大さを印象づけている。Menna Prestwich, ed, *International Calvinism 1541-1715* (Oxford, 1985). 一方、カルヴァンの国際的活躍に焦点を合わせた研究と並んで、地元ジュネーヴでのカルヴァンの活動の詳細を扱った地道な研究も多い。これまでカルヴァン及びジュネーヴ研究の一次史料としては、カルヴァンの書簡等を集めた *Corpus Reformatorum* 中の *Calvini Opera* と、1549年以降のジュネーヴ市の状況を知る上で貴重な *Registres de la Compagnie des Pasteurs au Temps de Calvin* が主に用いられてきた。しかし両史料とも、ジュネーヴの政治社会情勢をカルヴァンの視点 (即ちジュネーヴ教会の立場) から見た史料であり、そこには実際の客観情勢とは幾分趣きを異にした状況が描写されている可能性が大きい。これまでのジュネーヴ社会の研究の多くが、このようにカルヴァンが直面し彼の目でみたジュネーヴの社会問題、政治問題の解釈に依存してきたと言えよう。その意味で、ジュネーヴ研究におけるこの両史料の重要性は他の史料にいささかも劣るものではないが、それらを受容することは危険である。しかし最近では、キングドンや彼の学生であったワット等アメリカの研究者によるジュネーヴ国立文書館 (Archives d'Etat de Genève) 所蔵の21巻に及ぶ *Registres du Consistoire de Genève* の整理・研究が進み、現在ではこの教会裁判所 (Consistoire) 記録が、カルヴァンの活躍した1542年から彼の死亡した1564年までの最重要史料となっていると言えよう。ジュネーヴ国立文書館に残るこのような教会裁判所の記録や、当地の政府機関であった Conseil や刑事裁判所、更には公証人 (Notaries) の記録を詳細に調査し書かれた著書としては、ナフィー (William

G. Naphy) の *Calvin and the Consolidation of the Genevan Reformation* (Manchester, 1994) がある。(以後Naphy, *Consolidation*と略記) ところでこれらの記録の中でConseilの記録 (*Registres du Conseil*) は、ジュネーヴ市政府の統治の詳細な記録であり (特に Petit Conseilと呼ばれた小参事会の記録。Petit ConseilはSenateあるいはsmall councilと英訳される)、カルヴァン全盛期のジュネーヴ市政府の統治記録は、ジュネーヴ国立文書館保管のこの史料に詳細に至るまで残されている。Petit Conseilは殆ど毎日開催され、この小参事会の中で政治家達が討議した各種案件からは、彼等の政治活動に関する情報のみならず、彼等とジュネーヴ教会との関係をも読みとることができる。ジュネーヴ市の日常の重要案件はこの小参事会で決定されたと言ってもよいが、同市にはこの上に、60人参事会 Soixante (the Council of Sixty) 及び Deux Cents (the Council of Two Hundred) と呼ばれた200人参事会があり各種議決を行った。このようなジュネーヴの3層の市参事会組織に対し、チューリッヒやバーゼルでは小参事会 (Kleine RatあるいはTägliche Ratとも呼ばれ24名のメンバーから成る) と大参事会 (Grosse Ratあるいはdie Zweihundertと呼ばれ210名のメンバーから成る) の2つが置かれていただけであった。即ち、ジュネーヴの60人参事会に相当する機関がなかったことになる。チューリッヒでは緊急時に限り枢密参事会 (Geheime Rat) と呼ばれる影の第3参事会機構が登場することもあったが、カッペル戦役以後はその姿を消している。大参事会には市長や24名のツunftの組合長 (Zunftmeistern) 等と並んで、当然24人の小参事会員も出席した。大参事会員は終身メンバーである。詳細は、Küngolt Kilchenmann, *Die Organisation des zürcherischen Ehegerichts zur Zeit Zwinglis* (Zürich, 1946), pp.206-20を参照。(以後*Die Organisation*と略記) 市参事会と並んで重要な機関として刑事裁判所 (Procès Criminels) があるが、この裁判記録と教会裁判所のデータを比較調査すれば、各種訴訟案件の詳細が把握できるというものである。刑事裁判所記録の各訴訟案件書類 (dossier) には、単に判決文を掲載した公文書のみが残されている場合と証言 (時に証人自身の自筆による) や訴訟に関する宣誓証書 (deposition) まで残されている場合があったが、その記述は当然のことながら至って事務的である。教会裁判所記録には、宣誓証書より詳細な裁判議事録 (minutes) 自体が記載されており、その記述内容は、刑事裁判所記録と比較すると実に生き生きと描写されている。ただ両法廷に持ち込まれる裁判案件の重要性を比較すれば、重大な事件は刑事裁判所扱いとなり、教会裁判所は家庭内紛争や道徳違反のようなマイナーな犯罪の処理にその重点を置いていたと言えるであろう。チューリッヒにもジュネーヴのProcès Criminelsに相当する刑事裁判所 (Strafgericht) は存在したのであるが、ジュネーヴのように訴訟案件の重要性の度合による教会 (婚姻) 裁判所との棲み分けは行われていなかったようであるし、両裁判所の

司法権を巡る確執も全く存在しなかった。チューリッヒでは、婚姻裁判所同様刑事裁判所も市参事会（特に小参事会）の強力な指導下にあったことを考えると、市参事会を中核とした裁判制度であったと言えよう。ところで、ジュネーヴの公証人記録は住民の個人的な法的取引を記録したものであるが、その中には遺言や売買の記録の他に、ローン契約、リースそして所有物の目録（inventory）までもが含まれている。Naphy, *Consolidation*, pp.1-11. このように、政府（Conseil）、刑事裁判所、教会裁判所、公証人の記録を入念に組み合わせ整理していけば、当時のジュネーヴの政治、経済、社会の様相が見えてくる。

6) T.H.L. Parker, *John Calvin: A Biography* (London, 1975).

7) エリザベス1世治世初期の議会を中心とした改革については、Norman L. Jones, *Faith by Statute: Parliament and the Settlement of Religion 1559* (London & New Jersey, 1982) を参照されたい。

8) チューリッヒ教会の特質については、Fritz Büsser, *Huldrych Zwingli, Reformation als prophetischer Auftrag* (Göttingen, 1973) (邦訳 森田安一訳『ツヴィングリの人と神学』新教出版社) 及び同じくビューサーの *Wurzeln der Reformation in Zürich: Zum 500. Geburtstag des Reformators Huldrych Zwingli* (Leiden, 1985) を参照。

9) 詳しくは、拙稿 'Heinrich Bullinger, Württemberg and England: Continental Reformations and Elizabethan Church-State Relationships', 『専修人文論集』第61号 (1997年10月) を参照されたい。

10) Walther Köhler, *Zürcher Ehegericht und Genfer Konsistorium* (Leipzig, 1932 & 1942), II, 653. (以後ZEGKと略記) 'Zürcher Ehegericht und Genfer Konsistorium, das ist eine Linie. Dieser Schlusssatz des ersten Bandes meiner Untersuchung ist seltsam missverstanden worden. Es wurde aus ihm eine unmittelbare Kausalität herausgelesen, als wenn das Genfer Werk Calvins ein Abklatsch des Zwingliwerkes in Zürich wäre. Davon kann natürlich keine Rede sein, und es hätte der Heraushebung der Unterschiede oder der mangelnden Zeugnisse für eine direkte Abhängigkeit nicht bedurft. Jener Satz sollte aussagen, dass in Zürich unter Huldrych Zwingli grundlegend ein Werk geschaffen wurde, das Nachahmung und Verbreitung fand, bis es in Genf unter Calvin in einen gewissen Abschluss ausmündete.' ケーラー以前にも、チューリッヒ婚姻法の東部スイスやベルン、バーゼル等への影響力拡大を調査した研究があった。例えば、F.v. Wyss, 'Die Eheschliessung in ihrer geschichtlichen Entwicklung nach den Rechten der Schweiz' *Zeitschrift für Schweizerisches Recht*, XX (1878), pp.85ff. より法的側面からアプローチした研究としては、1893年刊行の E. Huber, *System und*

*Geschichte des schweizerischen Privatrechts*があるが、ケーラーの指摘通り、この書はチューリッヒ国立文書館 (Staatsarchiv Zürich) 所蔵のチューリッヒ婚姻裁判所記録、所謂Protokollbändeの徹底した研究を基礎にして書かれたものではない。ZEGK, I の序文。余談ではあるが、ジュネーヴの教会裁判所規則はチューリッヒ婚姻裁判所規則の複製であるとして、後者がピューリタニズムの根源となったと主張する研究者もいる。Peter Vogelsanger, *Zürich und Sein Fraumünster. Eine elfhundertjährige Geschichte (853-1956)* (Zürich, 1994), pp.301-2, 508. 一般にピューリタニズムとカルヴィニズムの関係、特に神の選び (Erwählungsgedanken) と召命の考え方やジュネーヴ教会裁判所の風紀規律がピューリタニズムの神学的・思想的形成に及ぼした影響は、これまでも研究者により主張されてきたところであった。(例えばモンターは、ジュネーヴ教会裁判所が「ピューリタン社会建設の最初の効果的モーター役」を果たしたことを強調する。E. William Monter, 'The Consistory of Geneva, 1559-1569', *Bibliothèque d'Humanisme et Renaissance*, 38 (1976), 467-84.) 特に、我が国でも研究者の多いマックス・ウェーバーが『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』において、カルヴィニズムの選びと召命を禁欲的ピューリタニズム更には資本主義の発展と結び付けた時に、カルヴィニズムと資本主義の内的関係が世界的認知 (世界的誤解?) を受ける切っ掛けとなった。ピューリタニズムと資本主義の関係はともかくとしても、ウェーバーのこの有名なテーゼの問題点は、彼がツヴィングリやカルヴァンまで立ち返って調査せずに、バクスターによるカルヴァン以後のカルヴィニズムを研究の基礎に据えている点にある。ところでジュネーヴの教会裁判所 (Consistoire, 独訳Konsistorium, 英訳Consistory court) は長老及び聖職者により構成され (世俗代表の数が聖職者の数を上回っていた)、その内世俗代表の構成の内訳は、小参事会から2名、60人参事会から4名、200人参事会から6名の合計12名であった。これら教会裁判所構成員は、小参事会の指名を受け、最終的には200人参事会での承認を受けることとなっていた。毎週木曜日に召集されたこのconsistoireは道徳・風紀取締りを行ったが、この組織はあくまで教会裁判所 (Church court) であり、civil courtとは区別されるべきである。

- 11) Jeffrey R.Watt, 'The Control of Marriage in Reformed Switzerland, 1550-1800', *Later Calvinism: International Perspectives*, ed. by W. Fred Graham (Kirksville, 1994), pp.29-30.
- 12) *Ibid.*, p.30.
- 13) ZEGK, I, 233及び Andreas Heusler, *Verfassungsgeschichte der Stadt Basel im Mittelalter* (Basel, 1860), p.210.
- 14) 三位一体論を否定したセルヴィトスは、結局異端のかどでジュネーヴ史上唯一の事例と言

われる火刑に処せられる。カラチオロ事件は当時のイタリアからのプロテスタント亡命者にまつわる代表的事例であるが、妻ともに名家の出身ながらプロテスタントに改宗しイタリアを亡命したカラチオロが、妻の改宗に失敗し信仰の違いを理由に離婚訴訟に及んだというのがこの事件である。このケースは、遺棄に基づく離婚が認められるかどうかの判断が争点となったが、宗教改革の結果信仰の違いによるこのような離婚請求は増加の傾向にあった。カラチオロがプロテスタンティズムに改宗する切っ掛けとなったのは、有名な宗教改革者ヴァミーリの説教であったと言われている。ヴァミーリの改革者としての働きについては、拙稿「ペトルス・マター・ヴァミーリの活動と神学—亡命の宗教改革者—」『専修大学人文科学研究月報』第191号を参照されたい。この事件についての詳細は、Robert M. Kingdon, *Adultery and Divorce in Calvin's Geneva* (Cambridge Mass, 1995) を参照。(以後 *Adultery and Divorce* と略記)

15) *Ibid.*, pp.8-9.

16) *Ibid.*, p.41.

17) カルヴァンのこの婚姻法草案は 'Ordonnances sur les mariages faictes par l'auctorité de Messieurs' と題し、Jean-François Bergier & Robert M. Kingdon, eds., *Registres de la Compagnie des Pasteurs de Genève au temps de Calvin* (Geneva, 1962), I, 30-8 に掲載されている。

18) *Codex Iustinianus*, V,17, 8. *Adultery and Divorce*, pp.41-2. ピエール・アモー離婚訴訟 (the Pierre Ameaux Case) については、*Ibid.* pp.31-70を参照。アモーの離婚申請は、彼の妻の不貞行為を理由にアモーが求めたもので、離婚を認めようとするカルヴァン及び教会裁判所に対し、離婚の承認には消極的で2人間の和解を実現させようとした市政府当局 (特に小参事会) の思惑や財産問題もあり、結論が出るまでには様々な紆余曲折を経ることとなる。焦点は、ピエールの主張する妻の不貞行為は実際にあったのか、それとも、すべての人々を受け入れよとの聖書の指針をすべての男性を夫のように受け入れることと特異な解釈を加える妻の言説はあったとは言え、実際には妻に不貞行為の事実はなかったのかどうかの判断に絞られることとなった。最終的には妻の不貞行為の事実が認められ、アモーの離婚申請は承認されてアモーは別の女性と再婚することとなる。この一件は、不貞行為に基づく離婚とその後の再婚をジュネーヴが承認した代表的訴訟事件である。

19) ベザによるこのようなジュネーヴ婚姻法体系整備については、*Ibid.*, pp.166-74の 'The Rationale for Divorce' を参照した。

20) このベザの著書は正確には、*Tractatio de repudiis et divortiis, in qua pleraeque de causis matrimonialibus (quas vocant) incidentes controversiae ex Verbo Dei deciduntur* (Geneva,

1569) と呼ばれる。(以後 *Tractatio* と略記) この書のタイトル中の *repudium* とは法的に交された婚姻の約束 (*betrothal promises*) の破棄を意味し、*divortium* は、性行為で完全とされた合法的結婚の解消、所謂今日で言う離婚を意味する。前者は、両親による婚姻の承諾を前もって受けなかったとして両親から起こされる訴えに対し下されるもので、カトリック法が認めていた密婚を批判するものでもあった。カトリック教会では、このように 2 人の当事者間で交され性行為を伴って完成された婚姻の約束が、トレント公会議までは認められていた。世俗のカトリック政府もプロテスタント政府もこのような結婚を非合法としており、当然それらは無効と宣告される運命にあった。このような結婚の無効宣言はジュネーブでも見ることができたが、これらは一般的意味における離婚ではない。 *Ibid.*, pp.169-70.

- 21) 「だれであっても、不貞以外の理由で妻を離別する者は、妻に姦淫を犯させるのです。また、だれでも、離別された女と結婚すれば、姦淫を犯すのです。」『マタイによる福音書』 5 章 32 節。(新改訳聖書)
- 22) 「しかし、もし信者でないほうの者が離れて行くのであれば、離れて行かせなさい。そのような場合には、信者である夫あるいは妻は、縛られることはありません。神は、平和を得させようとしてあなたがたを召されたのです。」『コリント人への手紙 第 1』 7 章 15 節 (新改訳) F.F. Bruce, *Paul: Apostle of the Heart Set Free* (Grand Rapids, 1977), p.268.
- 23) この部分はベザの *Tractatio* pp.323-5 を参照。
- 24) *Adultery and Divorce*, pp.175-9.
- 25) *Ibid.*, p.180.
- 26) *Ibid.*, pp.181-3.
- 27) *ZEGK*, I, 26-7. ケーラーはフライブルク (Freiburg im Breisgau) の司教座文書館 (Erzbischöfliches Archiv) にある史料から、コンスタンツの婚姻法がチューリッヒの都市部及び周辺部の両方で引用される件数が既に 1519 年から 1525 年の期間には減少傾向にあり、チューリッヒがコンスタンツの司法管轄権を脱しつつある状況を紹介している。(現在、前コンスタンツ司教区の記録は、このフライブルク司教座文書館に保管されている。)
- 28) *Ibid.*, p.5.
- 29) *Ibid.*, pp.6-7. Hans Ulrich Bächtold, *Heinrich Bullinger vor dem Rat: Zur Gestaltung und Verwaltung des Zürcher Staatswesens in den Jahren 1531 bis 1575* (Bern und Frankfurt am Main, 1982), p.14. 市民誓約は、Hans Nabholz, hrsg., *Zürcher Stadtbücher des XIV. und XV. Jahrhunderts* (Leipzig, 1906), III, no.68 に掲載されているものを使用。1366 年にチューリッヒに移転したコンスタンツ宗教裁判所については、Karl Rieder 'Das geistliche Gericht des Hochstiftes Konstanz in Zürich 1366', *Archiv für Kathol.*

Kirchenrecht, LXXXIII (1903), pp.193ff. を参照。

30) *ZEGK*, I, 10-11.

31) *Ibid.*, pp.21-2.

32) *Ibid.*, pp.23, 26-7. 数値の正確さについては若干の疑問を呈しながらもケーラーは、フライブルク司教座文書館に残る司教区裁判所記録 (Offizialatsakten) を基礎にして、チューリッヒからコンスタンツ婚姻裁判所に持ち込まれる訴訟案件の数値を次のように割り出している。

年	農村部からの訴訟件数	都市部からの訴訟件数
1519	24 件	3 件
1520	28 件	2 件
1521	14 件	1 件
1522	10 件	1 件
1523	9 件	0 件
1524	5 件	0 件
1525	1 件	0 件

特にチューリッヒ都市部からは1523年以降1件の案件もコンスタンツに持ち込まれていないことは、宗教改革の影響が既にチューリッヒ婚姻裁判所規則制定以前に婚姻訴訟の分野にも及んでいた証拠と言えよう。

33) *Ibid.*, pp.25-6. チューリッヒにおいてカノン法がプロテスタント法制下でも残存した事実を含め、このようなカトリック (コンスタンツ司教) の裁判機構の存続に最も影響を及ぼしたのはウッティンガー (Heinrich Utinger) であったと思われる。ウッティンガーは1502年以降チューリッヒにおけるコンスタンツ司教代理 (Kommissar des Bischofs von Konstanz) を勤め、更に宗教改革後も同市の指導者の1人として活躍している。ツヴィングリやブリンガー等チューリッヒ教会の代表者と比較すると彼の存在は地味ではあるが、法制を含めあらゆる教会行政に通じ、言わば教会事務局の筆頭格であり市参事会との関係も緊密であったと考えられる。彼はその教会法の知識を生かして、ツヴィングリ、ユート、エンゲルハルトの3人のLeutpriesterや市参事会員のグレーベル (Junker Jakob Grebel) 等とともにチューリッヒ婚姻裁判所規則の起草準備委員会のメンバーに名を連ね、婚姻裁判所においても裁判所書記 (Gerichtsschreiber) の重責を担っている。書記と言っても、実際は事務局長あるいはfirst secretaryの重要ポストであった。*ZEGK*, I, 1. またウッティンガーは、グロス・ミュンスター大聖堂の聖堂参事会クストス (Kustos des Stiftes) としても活躍したとの記録がある。クストスも、現代の事務局長的存在と考えてよいであろう。

- Heinrich Bullinger Briefwechsel*, II, 98note. サフリーも、ウッティンガーに対し非常に高い評価を与えている。‘With more than twenty years of experience in legal matters, he must have been an invaluable guide to the court in its formation. Though it is difficult to see his direct influence in either the ordinances or the daily processes, he surely provided as well a living link to the canon law of marriage.’ ‘Canon Law and Swiss Reform’, pp.193-4. ウッティンガーについては更に、Hans Ulrich Bächtold, ‘Heinrich Uttinger – Praktikus der Reformation’, *Zürichsee-Zeitung*, S.23 (1987年5月13日付) を参照した。
- 34) *ZEGK*, I, 308-12. ‘Canon Law and Swiss Reform’, pp.190-1.
- 35) *ZEGK*, I, 232. ‘Die Einrichtung eines reformatorischen Ehegerichtes setzt die Abschüttelung der mittelalterlich-kirchlichen Ehejurisdiktion voraus, nicht minder positive Ansätze zu eigener städtischer Jurisdiktion.’
- 36) *Ibid.*, pp.232-4.
- 37) *Ibid.*, p.236. ‘Canon Law and Swiss Reform’, p.191. ‘Drei über den Ehebruch’ への最初の言及は1442年と言われているが、その機能は1529年のバーゼル宗教改革規則では、小参事会によって指名された3人の婚姻裁判官 (drei Eherichter) によって引き継がれている。
- 38) *ZEGK*, I, 236.
- 39) ‘In Fällen angeborener Impotenz des eines Teiles, Lebensbedrohung, Wahnsinn, unerlaubte Desertion,...., mögend die Eerichter erfahren und wie sie Gott und gestatt der sachen underwysend handeln.’ *Ibid.*, pp.241-3. サフリーによれば、ここに列挙した不貞行為以外の事項の場合には法的別居が認められていた。Thomas Max Safley, *Let No Man Put Asunder, The Control of Marriage in the German Southwest: A Comparative Study, 1550-1600* (Kirksville, 1984), p.34. (以後*The Control of Marriage* と略記) このバーゼル宗教改革規則は、チューリッヒ離婚法を一言一句引用している。Adrian Staehelin, *Die Einführung der Ehescheidung in Basel zur Zeit der Reformation* (Basel, 1957), p.46. (以後*Einführung* と略記)
- 40) *ZEGK*, I, 243-7.
- 41) ‘Canon Law and Swiss Reform’, p.197.
- 42) *Ibid.*, pp.192-3.
- 43) *Ibid.* チューリッヒ婚姻裁判所規則でも、その前文においてはカノン法の不適格性については一言の言及もなく、それよりも外国の法廷へ婚姻訴訟を持ち込むことの困難さや費用の問題点等が指摘されている。チューリッヒ婚姻裁判所規則 (Zürcherische

Ehegerichtsordnung) は、*Huldreich Zwinglis Sämtliche Werke* (Leipzig, 1927), Zwingli-Vereins in Zürich, IV, 176-87 に掲載されているものを使用。(以後 'Ordnung' と略記) 英訳が Samuel Macauley Jackson, ed., *Selected Works of Huldreich Zwingli* (Philadelphia, 1901), pp.118-22にある。この婚姻裁判所規則は、前文に続いて〔1〕婚姻裁判所について (Von den Ehegericht) 〔2〕婚姻に関する規則 (Hie volgend die artickel und satzungen, die ee betreffend) 〔3〕規則の例外 (Ussnemung von dem Gesetz) 〔4〕離婚について (Was ein ee zertrennen mög oder scheidyden) の4つの部分から成り立っている。この規則は、市長、小参事会、大参事会により発布された法的公文書であるが、訴訟法と実体法あるいは公法と私法の区別が明確でなかった中世の法概念の影響もあって、客観的基準に基づいて整備された法規とはなっていない。法文では、裁判所機構規定、訴訟規定、婚姻法本体、婚姻及び風紀取締りに関する刑罰規定が殆ど乱雑に並べられている。ところで、コンスタンツの婚姻裁判が結審までにかかなりの時間を要したのに対し、チューリッヒ婚姻裁判所規則は、8日以内に訴訟案件を片付けることを義務づけている。'Ordnung' p.184. このことも裁判費用の削減に寄与したはずである。コンスタンツでの長期間に及ぶ婚姻訴訟及びそのために必要な経費に対する不満は、チューリッヒ婚姻裁判所規則の発令の状況とともに同時期の年代記に次のように記されている。'Von dem nüwen eegericht ze Zürich. Am Mittwoch, was der zahent tag dess monats Meyen, anno domini 1525, hat man in kleinem und grossen raeten ze Zürich verordnet und allen pfarrern in ir landschafft usschriben lassen, wie bisshar man mit grossen costen uff dem lanngen gericht ze Costentz in eelichen sachen hat gericht, also wellent unsere herren von Zürich nun hinfür in ir stat verordnen ein gericht von erbaren lüten, die dann in eelichen sachen beid teil verhören und urteilen sollent und nit mit langem vertzug, die armen lüt in grossen costen werffen mit vil articklen,...' Georg Finsler, hrsg., *Die Chronik des Bernhard Wyss 1519-1530* (Basel, 1901), Quellen zur schweizerischen Reformationsgeschichte, Bd.1, p.115.

44) *The Control of Marriage*, p.38.サフリーはこの著で、'Continuity outweighed change' と結論づけている。

45) ZEGK, I, 25-6.

46) E.Egli, hrsg., *Aktensammlung zur Geschichte der Zürcher Reformation in den Jahren 1519-1533* (Zürich, 1879), no.1940. (以後 *Actensammlung* と略記) 市の公用等で裁判官の1人あるいは裁判所書記のウッティンガーが欠席した場合には、市長が代理を世話することになっていた。'Ordnung', p.183.

- 47) ZEGK, I, 43-9. 'Canon Law and Swiss Reform', p.194.
- 48) ZEGK, I, 60-6. このようなチューリッヒの控訴規定に対しバーゼルの婚姻法では、婚姻裁判所判決に対する控訴は認められず、この判決が最終審判定となる。*Einführung*, p.56.
- 49) ZEGK, I, 73. 'Ordnung', p.184.
- 50) 但し、父親の同意のない婚姻の無効性がカノン法の中に明記されているとの指摘もある。
この *pater familias* の同意の必要性は、*Corpus Juris Civilis* 中の *Institutiones* の一文中に見出すことができる。*The Control of Marriage*, p.12.
- 51) *Ibid.*, pp.13-14 及び *Einführung*, pp.8-9. 婚姻における両者の合意を軽視する傾向は、バーゼル市の婚姻規則にも見てとれる。即ちカトリック法の受容過程の中で、両者の合意を婚姻成立の必要条件とするカノン法の規定に変化を加え、合意の重要性は認めつつも、それよりも婚姻の意志の公開の必要性を強調しているのが特徴である。つまり、当事者双方の婚姻に向けての意志がコミュニティの中で公にされるような宗教的且つ法的儀式を催すことの重要性のことであり、それは当然市の教会での婚礼と牧師による両者の祝福を伴った。'Die kirchliche Trauung besitzt nicht konstitutive, sondern deklaratorische Wirkung, sie bedeutet die öffentliche Bestätigung des eingegangenen Eheversprechens; sie dokumentiert, dass nicht ein Konkubinatsverhältnis, sondern eine legitime Ehe vorliegt.' *Ibid.*, p.40. これによってバーゼル市当局は、婚姻を市の監督下に置くことで市民の風紀や町の秩序を守ることができたのである。婚姻と風紀規制の深い関係が、ここにも見てとれる。そして婚姻規則では、両者は2人の証人の出席があってはじめて法的に結婚の約束が認められたのである。*Ibid.*, p.39. *The Control of Marriage*, p.30. プロテスタント側が主張するこのような公開性の原則及び教会での祝福は、言われている程にはプロテスタント独自の考え方ではなかった。既に教皇アレキサンダー3世の時代には、教会での聖別を伴わない婚姻は邪悪なものとして斥けられている。*ZEGK*, I, 98. チューリッヒ婚姻裁判所規則も、教会における婚姻の祝福をその項目の1つに盛り込んでいる。'Item argwon, hinderred, betrug ze vermyden, so wellend wir, das ein ietliche ee, die rechtlich bezogen ist, offenlich in der kilchen bezügt und mit der gmeind fürbitt zesamen werde gegeben.' 'Ordnung', p.186. 更にこの条項では、婚姻登記簿 (Trauregister) の設置が牧師達に義務付けられている。このことは、婚姻における当事者同志の個人的合意が市の教会の活動の中に深く結びつけられたことを意味し、市による市民生活の監視プロセスの一つと見てよいであろう。
- 52) 'Ordnung', p.185.
- 53) *ZEGK*, I, 79-80.

54) *Ibid.*, p.80-1. 'Canon Law and Swiss Reform', pp.194-5.

55) 1530年10月25-26日に開かれた教会会議 (Synode) は次のような決定を下している。

'Geschwisterkind: denen soll man (die e) nit erlauben; wo es aber gschäch und beschlafen folgete, unwissend, dass schand oder schad darus erwüchse, mögend die erichter tuon nach gstat der sach.' *Aktensammlung*, p.734 (no.1714). *ZEGK*, I, 81.

56) *Ibid.* サフリーは*ius commune*を 'the legal thinking and codification of the community'

と定義しているが、本稿でもスイス・カントンのコミュニティーにおける法環境の意味で用いる。カノン法も当然その一部を形成することとなるし、また婚姻法もこの*ius commune*の一部として発展していく。但し、*ius commune*の定義には多少の曖昧さが存在していることも事実である。イングランド法制史・国制史の権威であったメイトランドは、*ius commune*を成文法 (statute law) に対峙するコモン・ローの意味で用いるイギリスの用法を 'English peculiarity' と断じ、それはこの言葉の正確な理解から程遠いとしている。大陸においては、例えばドイツ法の *gemeines Recht* は英法におけるコモン・ローと同じ意味で用いられていない。メイトランドによれば、*ius commune* は本来教会法学者によって、「特定地域の教会規則や特別な慣習・特権に対する概念で普遍教会 (universal church) に共通する法」の意味で理解されてきた。それ故、そこには当然成文法も含まれている。

Maitland, *Roman Canon Law in the Church of England*, p.4. 一方、サフリーの定義は、*ius commune*の適用範囲として地域的により狭い地域を対象としている点など、メイトランドが引用する教会法学者の定義とはかなりの違いが存在する。ところでスイス・ドイツ語圏において*ius commune*がなぜこれ程まで発達したのか、その理由をエルゼナーは、スイス連邦の憲政史と結びつけて解説している。1499年のシュワーベンの戦役後神聖ローマ帝国から事実上の分離を果たしたスイスでは、私法及び訴訟法が衰退し、スイスの各カントンは神聖ローマ帝国の帝国最高法院 (Reichskammergericht) の権限を承認せず、また帝国内の大学との交流もとぎれがちとなる。実際、ドイツで学ぶスイスの法律家は殆どなく、イタリアやフランスの一部での学びが好まれた。訓練を受けた法律家の数の少なさやスイス国内での法学教育体制の欠如は、このような史的展開の結果であったとも言える。しかしその結果として、市の慣習的法規が栄えることとなる。バーゼル大学法学部を除きスイス・ドイツ語圏では、18世紀まで私法は全く顧みられず (私法の衰退)、それにかわって自然法や憲法のように連邦 (Eidgenossenschaft) の維持に役立つ法体系や各コミュニティーの諸法規が優先されることとなる。バーゼル大学は私法教育を維持するが、その影響はバーゼル周辺のオーバー・ライン地域に限定され、スイスの他の地域からの入学は殆どなかった。Ferdinand Elsener, *Die Schweizer Rechtsschulen vom 16. bis zum 19. Jahrhundert* (Zürich, 1975),

- p.27. ('Canon Law and Swiss Reform', pp.198-9に引用)
- 57) 'Ordnung', pp.185-6. ZEGK, p.74.
- 58) チューリッヒでは1415年11月の市長及び市参事会による議決で、不貞行為者は宣誓をして町を離れなければならないとされた。その際、町から半マイル以内に近づくことを禁じられている。この指示はその後、1417年6月、1421年8月、1422年1月に更新されている。
Ibid. pp.109-10.
- 59) *Ibid.* pp.109, 113-5 及び 'Ordnung', p.186. 一方ローマ法は、3年の待ち期間を見込んでいた。性的不能の場合に離婚が許可された理由としては、当時キリスト教社会で一般に認められていた結婚の目的を考えてみるとわかりやすい。第1に、結婚はふしだらな生活に陥る危険（即ち婚外で肉欲を満足させる可能性）を防いでくれる。第2の重要な目的としては、子孫を残すこと（*procreatio prolis*）をあげなければならない。性的不能の場合には、この第2の目的の達成を不可能にする。*Einführung*, pp.50, 125.
- 60) この定款は、「不貞行為に関する勸告（Ratschlag uf den ebruch）」「淫婦について（Von der huory）」「売春斡旋者について（Von kupplern）」の3項目から成り、1526年6月13日に『不貞行為、淫行等に対する定款』（*Satzungen wider den Ebruch Hurig etc.*）として出版されている。*Aktensammlung*, no.944. ところで1526年と言えば、1523年のチューリッヒ討論会の結果チューリッヒ市教会がコンスタンツ司教の支配を脱した後、グレーベル（Conrad Grebel）やマンツ（Felix Manz）等再洗礼派がチューリッヒ市教会や市当局の意向に反してBelievers' Churchをチューリッヒ市近郊の村ツォリコン（Zollikon）に旗揚げしてまだ1年しか経っていない時期である。既にこの頃チューリッヒ市当局が、婚姻規定だけでなく市民の社会生活、信仰生活に関するあらゆる分野で、統制を強めようとしていたことが理解できよう。
- 61) ZEGK, I, 142. ケーラーは、チューリッヒ婚姻裁判所の風紀取締り機能の起源を、コンスタンツの聖堂参事会裁判所（婚姻裁判所、Chorgericht）が聖職者の風紀違反を処罰した事実においている。*Ibid.*, p.157. これに対しサフリーは、風紀取締り機能の起源を、カトリック教会の裁判機構を見習ったと解釈するより、風紀取締りが伝統的にcivil policeの領域に属し、少なくとも性の問題を抱えるという点では婚姻規制と切っても切れない関係にあったこと、更には婚姻裁判所の権限が拡大していく中で裁判所が都市的機能（即ち風紀取締り）を帯びようになったことに置いている。*Canon Law and Swiss Reform*, p.196. 但しケーラーも、宗教改革以前にチューリッヒ市政府が風紀問題の領域でも教会に対する支配権（Kirchenhoheit, 教会高権）を確立していた事実を、風紀取締り裁判所のもう一つの起源としている。*ZEGK*, I, 162.

- 62) *Ibid.*, pp.143-4. 慣習的に風紀調書は、「売春関連」(‘von hury’あるいは‘von hury und kuppleren’)という見出しを付けてその年の婚姻裁判所記録の末尾に置かれていたが、1526年には記録の真ん中に挿入されるようになる。
- 63) *Ibid.*, p.145. ケーラーはチューリッヒ婚姻裁判所の風紀規制を、神政政治の実現と表現している。‘Der theokratische Grundgedanke des christlichen Gemeinwesens fand hier seine glänzendste Verwirklichung.’ ‘So ist das Zürcher Sittengericht wirklich die markanteste Manifestation der Theokratie gewesen.’ *Ibid.*, pp.154-5. 但しケーラーは、チューリッヒの「神政政治」と地域コミュニティの輪からはずれて単なる政治システムと化したピューリタニズムの神政政治を区別している。法は風紀を取締り悪習を防止するものであって、合法的風紀規範 (eine sittliche Norm) を実現するものではない。 *Ibid.*, pp.155-6. たとえこのような定義がされたとしても、「神政政治」という言葉には本来教会の政治支配の印象があり (チューリッヒの場合は俗権と教会が一体となった統治で聖俗の区別をつけがたい。)、誤解を招かないためにもこのような言葉の使用は避けるべきであろう。
- 64) *Ibid.*, p.188. ‘Canon Law and Swiss Reform’, p.196.
- 65) チューリッヒ教会の性格、特に市政府との関係については、先述のベヒトルトの著書 *Heinrich Bullinger vor dem Rat*を参照されたい。
- 66) *ZEGK*, I, 184-6.
- 67) *Die Organisation*, p.217.
- 68) ‘Ordnung’, pp.182-3. *Die Organisation*, pp.215-6.
- 69) *Ibid.*, pp.209-10.
- 70) *Ibid.*, pp.217-20.
- 71) Frédéric-Auguste Cramer, ed., *Notes extraites des registres du Consistoire de l’Eglise de Genève 1541-1814* (Geneva, 1853), p.vii. (ケーラーのジュネーヴに関する記述は、この書を基礎にしていると言われている。) キングドンは、カルヴァンの風紀規律論の特徴として、カルヴァン自身が風紀規律について書籍等で論を展開することは少なかったが、教会裁判所の設立に見られるように風紀規律の導入を決断し更にその実施・監督機関をきっちりと設置している事実に着目している。これも、カルヴァンの「法理論よりも実践論」への傾斜を物語る一例と言えよう。Robert M. Kingdon, ‘Peter Martyr Vermigli and the Marks of the True Church’, *Continuity and Discontinuity in Church History*, eds. F.F. Church and T. George (Leiden, 1979) pp.198-214.
- 72) *ZEGK*, II, 568-70. ジュネーヴ教会裁判所の権限の限界は、カルヴァン自身も認めているところである。Wilhelm Baum, Eduard Cunitz and Eduard Reuss, eds., *Ioannis Calvini*

Opera quae supersunt Omnia (Brunswick, 1863-97; Berlin, 1900), XVIII, 237.

73) *ZEGK*, II, 626-42.

74) *Adultery and Divorce*, pp.13-16.

75) *Ibid.*, pp.16-18.

76) Monter, 'The Consistory of Geneva', pp.476-9.

77) *Ibid.*, p.469note.

78) Naphy, *Consolidation*, p.185. イングランドにおいても特に1580年代初頭に、破門権問題はピューリタンを巻き込んで大きな懸案となっていた。当時のカンタベリー大主教ジョン・ホイットギフトは、俗権の政府・裁判機構にも風紀取締りの役割があることを認めているが、もしそこにおいて法令をもってしても違反者 (recusants、この場合特に反国教会主義者) が起訴されえない場合は、この違反者に対し教会が破門を言い渡すべきことをカンタベリー大管区の聖職関係者達に命じている。'If the ordinarie shall perceave that either by slackness of the justices, or waywardnes of juries, they (recusants) cannott be endyted according to the statutes, that then the ordinary shall convent the said persons offending, and if they shall refuse to conform themselves, to denounce them excommunicated,...' Edward Cardwell, *Documentary Annals of the Reformed Church of England*, I, 406. このホイットギフトの指令では俗権と教会側の役割が明確に区別されているようであるが、ピューリタン側は、破門宣言における俗権と教会の役割の境界が明確でなく、破門宣告がしばしば世俗の法律家の名において俗権の働きとして行われていると批判する。Joannes Henricus Hessels, ed., *Epistulae et Tractatus cum Reformationis tum Ecclesiae Londino-Batavae* (Cambridge, 1897), p.281.

79) *Adultery and Divorce*, pp.20-1. ジュネーヴの裁判では犯罪は、英米法の adversarial proceedings の制度によってではなく、今日で言う大陸法の伝統に根差した inquisition process の手順で裁かれた。しばしば真実の究明とは直接関係ないレベルで、訴訟当事者双方が (普通弁護士の交互尋問によって) 相手方の議論の弱点を突くことで法廷での点数を稼ぐという英米法下の手法とは異なり、そこでは被告に対する専門家による徹底した尋問により事件の本当の様相が浮かび上がってくると信じられていた。 *Ibid.*, pp.21-2.

80) *ZEGK*, II, 577, 607-8.

81) *Ibid.*, pp.653, 662-3.

[本稿は、平成10年度専修大学研究助成 (個別研究) による助成の成果の一部である。]

〈編集後記〉

本号は、堀江洋文所員の「チューリッヒ婚姻裁判所規則とジュネーヴ教会裁判所」と題された論文をお届けする。堀江洋文所員は、英国チューダー朝史、カノン法、ヨーロッパ近代初期の都市等に関する研究を続けてこられている。本号の論文は、こうした「ヨーロッパ（特にスイス）都市研究に関する一連の研究の成果の一部である。特に、本号のそれは、同所員のスイス・チューリッヒでの在外研究を機にまとめられたものである。ご高評をいただければ幸いです。

(Y. H)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 古川 純

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
